

庁、印刷庁、造幣庁、それから外局でございませうが、委員会といたしまして証券取引委員会、公認会計士委員会と、以上の五つを持つております。只今申上げましたような機構を簡素化する、事務を能率化するという面もそれに含まれるかと思ひますが、簡素化の観点からそれらを全部廃止いたしました。国税庁は徴税局として内局、それから公認会計士委員会と証券取引委員会は内局の一課乃至は一係ぐらいの規模で理財局に吸収させる。印刷庁、造幣庁、これは外局と申しまして、いまは外局の觀念でございまして、今までは外局の觀念で一律に律せられておつたのでありますが、今回の整理に際しましては企業体的な外局は認めない、むしろはかの觀念で以て律したほうがよろしいという考えから大蔵省の附属機関といたしまして、大蔵省に印刷局、造幣局として附置せられる、さうなことで外局をすべて整理いたした次第でございませう。これは渉外の關係がございませうが、渉外にも關係がございませうのは總理府所管の外務省管理委員会、経済安定本部所管の外資委員会、これも行政委員会に廃止する、さうして機構を簡素化し、責任の所在を明確にするという観点から廃止せられることになりました。それを大蔵省が引受いたしました。外国為替管理委員会、外資委員会は従来の大蔵省の理財局の事務の一部と合せては為替局を作るというふうなことにいたしました。以上が外局の廃止という機構簡素化の第一点でございませう。

機構簡素化の第二点といたしまして、従来内局の中に部制が布かれておりました。大きな部内でも官房の調査

部、それから主税局に税関部、銀行局に検査部、この三部がございましたが、局中の機構を簡素化して、局長の統率の下にすっきりした形にして行くという観点から部制を廃止いたしました。これが簡素化の第二点でございませう。以上が主な点でございまして、以上に附随いたしました審議会等の新設整理等がございませうが、趣旨は只今申上げました二点でございませう。

○木村義八郎君 只今の御答弁で、大体内閣の方針として行政の簡素化といふことがこの行政機構の改革の狙いの一つである。それから第二には財政上の節約、特にこの大蔵省關係において占領中非常にたくさん占領の機構が占領という特殊事態に應じてきたものがある、それを委員会制度なんか特に変えて行くという御答弁でしたが、併し今度の行政改革全体を見ますと、特に大蔵省に深い關係があるのは節約の面ですね、これは大蔵省自体の機構改革ばかりでなく、全体の機構の改革についても大蔵省は関心を持たなければならぬはずで、一体こういう機構改革をやつて財政上の程度まで節約できるのか、節約の点についてそれは今後こういう機構改革をやつても、他に例えれば又新しい機構ができません、治安關係のようにできると思ふ。総合して大蔵省としてはどの程度の財政節約がこれによつてできるのか、節約というものが一つの目標ならばこの点を先ず明らかにしてもらいたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 各省を通ずる問題につきましては行政管理局のほうから御答弁して頂くことにいたしました。大蔵省内部に關する限りお答え申上げますが、今回の整理に際しまして人員はこの前の整理の關係もございませうし、仕事の關係から申しまして機構が滅つたといふことだけで、すぐに人員を減らすといふことはいたしておりませう。ただどちらかと言へば、機構を簡素化し、上のほうにたくさん人間がおりましたのを減らすといふことをいたしております。部長以上の人數におきまして大蔵省におきましてなくなりませうものは十三人くらい、これは一人の給与その他はこれは僅かなものでございませうけれども、そういう上のはのポストが減ることによりまして、直接給与のみならず間接直接にいろいろ節約されるわけがございまして、相當の節約を挙げ得るのではないかと考えております。

○木村義八郎君 その全体としての節約について野田さんでも……

○國務大臣(野田卯一君) 今回の行政機構の改革は人員の整理を主としたものでございませう。従いまして経費的に申しますと、今回の行政機構の改革だけでは大きな節約は出て来ないと思ひます。勿論これはこの前の橋本行政管理局長官の時代に行いました人員の整理というものと併せて一環をなすものでありまして、その際には御承知のように十万人程度の定員の縮減を断行したのであります。その際は機構に觸れない、人を減らすといふことであつた、今度はその残つております機構の分を縮小するといふ方法を採用したのであります。従つて直接人員減といふものを目標にしておりません。たゞこの前の人員の整理におきまして機構の改革と並んで残つておりました例えは経済調査庁の問題であるとか、或

いは特別調査庁の問題であるとか、或いは安定本部の問題とか、こういうものにつきましては、今回の行政機構改革と関連いたしました、人員の縮減が大幅に起りました、これが中心となりまして約三千五百名の人員減が起つております。それに伴ひまして大体平年度概算七億四千万の予算の節約になるかと思ひます。なおそのほか各省におきまして外局の長官であるとか、或いは部長であるとかがなくなりましてつれて、やはり経費も若干減少するのでありますが、それは申上げるほど大きなものでないといふように考えております。

○木村義八郎君 そうしますと財政上の節約といふことが今回の機構改革の直接の目標でない、又結果として大して節約にならないと、そうしますと行政簡素化といふことがどうしても狙いになる。そこで行政簡素化といふことは具体的にどういふことを一体意味するのであるか、ただ機構を簡単にしたからと言つていいいふのじやなくて、要するに問題はそのために事務能率が上り、いろいろ経済的の面から言へばその国民経済の行政面からの運営が能率化されて行く、こういうところに主点があると思ふのです。ただ今まで或一つの特定の政党が公約したから何か悪くてもよくてもこれを行なうやならん、こういうふうなものじやないと思ふのです。それで特定の政党の便宜のためにこれをやるのであつたらば、若しかそうならば、さうでないと思ふのですけれども、さうだつたらば、それは我々非常に迷惑でありまして、さうでなくやはり日本の国の経済、国の行政を本當に能率的に運用する

という面から考えなきやならん。そうすると行政簡素化といふものは一体的に、内容的には何を意味しているか、これをやはり野田さんにお伺ひしたいのです。

○國務大臣(野田卯一君) 経費の節約の面について一言附加して申上げて置きたいのでありますが、行政機構改革は今回を以て終りとするわけではなしに、なお引続きましていろいろ検討いたして行政機構を更に改革をいたして行きたいといふふうに考えておるのであります。それにつきましては御承知のように現在政府で行なつておりますいろいろ行政は、大抵法令に基礎を持つております。従つて例へば許可制度なり、認可制度といふものを廃止しようとする場合には、その法律そのものを改定しなければならぬ。さういふわけで大抵役所の仕事は法令に基礎を持つておりますので、法令を全般的に見直しまして、いわゆる再検討いたしまして、或るものは廃止する、或るものは間引きする、或いは或るものは現状通り置くといふようなことになつておると思ひます。その法令を整理するといふことを今始めておりました。政府内部に法令整理本部というものを作りました。法制局が中心になりまして仕事を今始めております。これが完成いたしますと、それに基づいて法令の整理が行われる。それに伴つて当然人員の整備、或いは機構の整備が行われる、こういう段取りになつております。なおそのほか行政審議会というものを設けまして、行政のやり方が、或いは現在まだ問題になつて解決しておりませう事項の整理の問題であるとか、或いは地方先機関の統合整

理の問題であるとか、いろいろ問題
を審議し、又行政事務のやり方それ自
体を検討しております。こういうふう
な検討から、当然又事務の整理、機構
の改革の問題が起つて来るのでありま
して、そういうものをまとめまして第
二次の行政機構の改革をいたしまして
御審議を願う段階に進む、そういうこ
とを考えております。そういうことを
やりますことにつきましては、今回の
行政機構の改革の一つの段階、基礎的
段階をなすもの、こういう場合に考え
ております。一ぺんには行政機構の改
革、或いは人員整理というものはな
なかなかに進まないものでありまして、段階を
経て進まなければならぬ、こういう
ふうに考えておる次第であります。

それから行政の簡素化の問題であり
ますが、行政機構の簡素化は結局縦の
問題と横の問題になると思ひますが、
横幅を狭く縦の段階を少くする、こ
ういふふうに行くのが極めて常識的な話
であります。機構を簡素化するゆえ
にだんどうと思ひます。これは単に行政
機構に限つたことではなしに、やはり
民間のいろいろな機構にいたしまして
も、何でもやつぱり簡素化する場合に
は縦の圧縮と横のほうの縮減になつて
来ると思ひますのでありまして、この線に
沿ひまして、或いは外局というものが
終戦後特に殖えて参りまして雑多に
きてゐるような状態でありまして、
成るべくこれを内局に当然して行かな
ければならぬ、或いは外局を適當と認
めるもののはかは内局に吸収する、こ
れは横の問題だと思ひます。縦の
問題といたしましては、局中にある部
を廃止するといふふうにはいたしまし
て、縦の段階を少くする。こういうふ

うにして行政機構全体を縮少して行
きたいといふふうに考へてゐる次第で
あります。

○木村義八郎君 只今の御答弁は極め
て、何といふのですか、事務的御答
で、まあ野田さんが大臣になられてから
もう少し大臣の御答弁があると思つた
ら、やはり有能なる事務官の御答弁で
非常に満足であります。簡素化とい
うことが実現すると、外局も内局も簡
単にするといふことはわかるのです。
それによつて実際に中味が、行政の中
味がよくなるのか、よくならないとか
という点なんです。これは具体的に大
蔵省関係のほうで聞いて参りたいと思
ひますが、却つて悪くなつたら形は簡
素化されても何にもならぬ。今度のこ
の改革については、部分的にはいい面
もあるのです。部分的には賛成できる
面もあるのですけれども、又ものによ
つては却つて悪くなり、改悪であるが
ごとき感じを与えるものもあるのだ
す。そこで只今野田大臣の御答弁で、
これが最も完全なものではない、これ
が第一なんだ、第二に又もつとよく研
究して徹底的なものを考えろと言われ
るのですが、それがそういう形で段階
的に行くのなら話がわかるのですけれ
ども、そうでなく、ここでやつたのが
非常に中途半端で、今度やつたのを又
根本的に変えなければならぬという形
の第二段階では、徒らに混乱を煩わす
だけだと思ふのです。例えば法務府を
法務庁にするとか経費ばかりがたか
かかつて却つて能率が上がらないとい
ふ、第二段階に縮小するのを戻す、府
に戻したらいい、仮にこういう結論に
なれば意味がない。それならばなぜ急
いで出されたか。只今選挙を控えて、

或る特別の政党が選挙対策として公約
したことを何とか実行しなければなら
ない立場でやるのだからならば、国の
不幸であつて、本當の意味で国の行政
を簡素化して行こうというのなら、こ
ういふ不純なものを何を急いで杜撰、杜
撰でないといふ人もあるかも知れない、
部分的にはいいところもありますけれ
ども、全体として事務が混乱して能率
が上らないといふような若しか結論に
なるとするならば、こういうものをな
急いで……もつと慎重に検討して出
て行かないのか、私はそれを疑問に思
う。そこで今日大蔵省関係の改革につ
いて質問しておるのですから、その一
般的な点については内閣委員のかたが
十分さつてゐると思ひますので、私は
大蔵省関係の面について集中的に質問
をいたしたいのです。行政簡素化によ
つて事務能率をよくして行くと言いま
すけれども、今度の大蔵省関係の中で
一番大きな問題は、私は国税庁の廃止
の問題だと思ふのです。これはまあそ
の他にも問題がありますけれども、国
税庁の廃止の問題は、私は一番重要じ
やないかと思ひます。そこで大蔵省の
職員のかたや、或いは国税庁のかたも
熱心にこの問題はやはり研究されてい
るようです。単に大蔵省の役人という
立場でなく、国税庁の人も税務官吏と
いふ繩張りではなく、一体これによつて
日本の徴税といふものがうまく行くの
かどうか、これについて非常に心配さ
れております。専門的意見も我々も聞
かしてまいりました。又我々も考へて
みましたけれども、一体今の段階にお
いて国税庁を廃止して国税庁を今度
内局にして行く、こういう場合どうい
うことが起るか。私はその前に国税庁

をどうして廃止しなければならぬ
か、その積極的な理由……今の段階に
おいてどうしてこれを廃止しなければ
いゝか。今度国税庁は駄目であつ
たのか、もう国税庁としての機能はこ
れで終つたのかどうか、積極的な理由
がどうしてない、更にむしろ私は国
税庁としては今後事態が違つたら国
税庁としておいて、新しく又再検討
してやらなければならぬ仕事がある
と思うのです。これまでのようなやり
方なく、その国税庁を変えなければ
ならぬ積極的な理由について……。

○政府委員(森永貞一郎君) 国税庁は
今まで三年前に司令部のスキヤツピン
によりまして新設されたわけであり
ます。それができました当時の事情を振
返つてみますと、当時インフレーション
の進行が相当激しくて、税務のほう
がどうしても遅れがちである。この点
についても乱れがちである。この点
について、これを早急に直す必要があ
る。それにつきましましては、思い切つて
主税局を強化する必要があるというの
で、外局として国税庁ができましたの
であります。それまでは主税局と内局の
主税局で企画面のみならず賦課徴収面
もこれは実際監督いたしておつたの
でございます。整理につきましては、当
時いろいろ議論があつたのでございま
すが、只今申し上げましたような事情で
分けまして、三年間、徴税事務の対策
に全力を挙げて参つたのであります。
私は率直に申し上げまして、その成果は
相当上つてゐると思ひます。これも一
つの行き方であると思ひますが、併し
徴税秩序も回復いたしました今日、こ
れをもつと内局で、掌つてゐる大
蔵大臣が責任を持つという昔の態勢に

戻すことが適當である、それができ
るという事態にもなつてゐるのじやない
かと思ふのであります。今回の局長
官、次長、四部長という龐大な機構を
持つておりますが、それを徴税局とい
たしまして簡素な形に戻します。多分
大蔵大臣が監督いたしまして、一本の
縦の統制で税務を執行するといふ面が
今日となつては適當である、さうな
観点から、今度これを廃止いたしました
と、もつと……の姿である内局の事務に
移したわけでありまして。なおその際現在
国税庁は六百五十人くらいの人員を擁
しておりますが、その中から本省に移
しますのは、徴税面の言はば監督面だけ
を移すつもりでございまして、国税を
本省で掌つております實際の賦課徴収
面、特に調査、査察の実施、これは第
一線機関に移すほうが税務全体として
強化されると思ひまして、国税局以下
の出先機関において賦課徴収の面は掌
る。本省にできまして徴税局は賦課徴収
に関する監督だけをする。さうなこ
とにいたしました。今後はやはり第一
線をできるだけ強化して行くほうが税
務を執行する上においてより合理的で
はないか、さうな考へ方をいたして
おります。

○木村義八郎君 結論は国税庁を内局
としたほうが合理的である。こういう
お話、なぜ合理的かというその實際的
な検討もされたようですが、不十分で
はなかつたかと我々は思ふ。もつと私
は十分検討すべきじやなかつたかと
思ふのです。十分に結論が出ない未成
熟のままこういうふうな結論になつた
ようにどうも私は思ふのです。まだ
まだ十分に検討しなければならぬ。
例えば今申告納税なども御承知の通り

第三

ります。内局になつたからそういう通牒が濫発されるということは決してないと思います。むしろ大蔵省の中にありまして主税局との連絡がなくなり、又いわゆる上下を通じまして厳正なる批判を経て実施されるというようなものも多くなるわけでございます。その点に關しましては決して御心配はかけないようになつた自信がございます。

○木村陸八郎君　その場合国税庁にしておいたほうが、そういう弊害が少い、その少いという公算が大きい。内局にしたほうが弊害の生ずる公算が大きいのではないか、と言いましたけれど、今まで弊害がないと思われけれどもやはり一、二私はあると思われる。具体的にあると思う。併し若しかなないとしたらそれはやはり国税庁という機構がそういうことを防止するに多少役立っていたのじやないかと思うのであります。だから機構自体として、そういう不公平な課税を防止する

についてやはり国税庁という外局の形のほうが、そういうことを防止する上において公算が大きいのではないかと思うのですが、機構自体内局に入つた場合よりもこの点はどうですか。

○政府委員(西村直己君) お答えいたします。今回国税庁を内局にいたしますと、結局これは結論から申しますと、国税庁という頭でつかものものと、むしろ第一線の足のほうに力を入れて徴税賦課決定の仕事につきましては国税局中心で行こう、こういう考え方であります。

それから機軸の問題、内局に入れたら大臣の簡単な言葉をお言葉を推測すると、政治的な方針と言うか、殊に悪い意味の政治的な方針で左右されやせんかとい

う心配でありますが、それは私は機構の問題ではなく、それは仮にそういう弊害が将来起るとすれば、それは機構の問題でなく人の問題だと思ふのであります。これだけの問題だと思ふのであります。殊に賦課徴収の實際の決定というものは、特に今回は国税局に重点を置くというところに、いわゆる第一線業務が逆に仕事が充実する、こう

さよう御了解を願いたいと思います。
○木村福八郎君 西村君のそれは極めて常識的な御答弁で、その人だけの問題でないことはこれは明らかですよ。機構を考える場合にも、やはりそういう弊害を生じない機構を考えるべきであつて、機構がルーズならばそういう弊害の生ずることは、これは小学校の生徒でもわかるのですから、そんなことを国会で論争していたら笑われますからやめますが、具体的に私は聞いています、具体的に。

それでは第二にお伺いしたいのですが、例えば第一線の調査、第一線のほうの調査の内容、的確性ですね。どうしてこれを正確に判断して行くか、把握がだん／＼不的確になるのじやないか。第一線と言うが、領でつかちをだされて。んだん足のほうに、足のほうが果して的確にいろ／＼判断をするか。そういう調査の内容が果して正しいかどうかという調査する場合、やはり頭でつかちを把握する場合、やはり頭でつかちなどと言わねばならないのじやないかと思うのであります。それで更

に又内局になつた場合各局間の權衡をどうして調整して行くか、こういう点から私はやはり課税の公平の原則、私は特に課税の公平の原則については、

前からやかましう主張しているのですが、大蔵大臣は公平の原則に囚われないうで、税金を取つて行くということを言つてゐるのです。そういう意味で課税の公平の原則に囚われないようにするために、こういうことをやつて行くなら話はわかるのです。この結果は、課税の公平が失われて来るのです。大蔵大臣はむしろ課税の公平に囚われ

に……税金さへ多く取れば公平の原則を崩してもいいのだとは言いません。公平に取らないように、成るほどこういう機構でやつて行けばそうなりま

す。衡平の原則に囚われないで、大蔵大臣言つた通りに、やりやすいようになるのです。国税庁だと、大蔵大臣がそういういても、やはり衡平の原則を守つてやらなければいかんというように、国税庁では厳重にやつて行きます。邪魔だからだん／＼内局にしています。大蔵大臣の言う通りになるだ

る。こういうのでは、如何に行政の簡素化と言つたつて、内容が非常に悪い簡素化であつて、この点自信があるかどうか、只今の第二の点ですね、各局間の権衡の問題、それから第一点の調査の把握の問題ですね、これが足のほうに力を入れて、足ばかり力を入れても各局間の権衡がとれない。又これが把握が杜撰になれば意味をなさないので、自信があるかどうか、国税庁の場合のほうで、そういうふうにはつきり効果的にそうなるのか、内局にしたほうが把握が十分になり、各局

間の権衡が十分とれるのかどうか。この点をお伺いしたい。

○政府委員（正示敬次郎君） 国税庁の次長でございますが、国税庁を内局に

することは方針の問題につきましては、先ほど政務次官、官房長から申上げた通り、私は技術的な問題についてお答え申し上げたいと思います。

木村先生のおつしやいました第一線の課税の衡平を確保するために、現在国税庁におきましては事前に庶議をとる場合と、事後に審査する場合、いわゆるポストレビューと申しますが、

二つの方法でやつておるわけでありま
す。この点につきましては先ほど来御
説明のありましたように、国税庁が今
度内局になりましたに、国税庁が今
な問題は、調査査察部というのがござ
います。これは国税庁長官自身が、
税法上収税官吏の権限を行使する、即
ち調査なり査察につきましては、或る
場合にはやつておるのでありますが、
これが今度は内局になりますとなくな
るという点でありまして、その他の第
一線の課税の衡平を確保するような問
題につきましては、我々の只今の考え

といたしましては、やはり事前によ
 うなものを、稟議をとる、それから事
 後におきまして審査をいたすというよ
 うなことにつきましては、やはりこれ
 はやつて行かなければならん。併しな
 がらその稟議なり或いは事後審査の結
 果というものは、どこまでも国税局に
 戻しまして、局長の名前或いは署長の
 名前において、納税者に決定通知が参
 るということとは、これは先ほど来お話
 の通りであります。要しまするに、我
 我としましては或る程度、人員は中央
 は削減になりまして、良質の有能な

職員を地方に集めまして、かように今先生のおつしやられた課税の公平、大臣が何か公平をどうというお話でございますが、我々は終始一貫課税の公平

を最大の眼目といたしまして税務行政を執行いたしておるのであります。この点につきましては内局になりまして、でもそういう方針で進むつもりでおられます。

○木村藏八郎君　あなたは国税庁にいらるから、そういうなんというんですか、氣勢が出て来るのです。あなたには内局に行つて御覧なさい。そうでなく

なりますから。ですから今あなた国総庁にこれまでにおいてそういう訓練をし、努力をして来られたから、敢然として大臣が公平の原則に囚われることなく税金を取れと言われても、あなたは大臣がどう言われても自分が公平にと取ると言われておる。そこに国税庁のいいところがある。ところが内局に入つて御覧なさい。あなたがそういうことを言つたら戯になつてしまふ。そういうことは現に出て来ないとしても、びく／＼ならなくても、そういうことに神経を使つてやらなければならな

い。機軸というものはそういうものなんです。ですから外局のいいところはそこにあるんで、そう簡単に人を首切れませんが、しょうけれども、或いは出世をしないであろう。次官になれないであろう。野田さんみたいに大臣になれないであろう。(笑声)こういうことを考えたらずいりだめなんだ。ですから私は国税庁、特にこの徴税について、はそういうやはり権威を持った機軸が、どうしても私は必要だと思のです。内局に入ったら、あなたはそうじやないといわれるけれども、機軸的にそう

いう機構になるのです。これは常識から考えてそういうものなんです機構というものは。そこで今あなたが各地方の国税局の権衡の問題ですが、これは

とやはりそれ相当な機構が要るわけでごさいます。内局になりますとその面が節約されるという面もございまして、全体として運用されますから、その面の節約が多少できまして、それらのもも監督の事務に振向けられるというところにもなるかと思つております。各局の事務執行状況の調査監督につきましては、決して今より悪くならないというところを先ず申上げておきたいと思つております。

それから次に、税務署長等の人事について、税官運動等の成れがなにかどうかというところもございまして、人事の問題は官房で所管いたしておるわけでごさいます。何しろ歴大な機構でございまして、大臣がみずから人事を執行いたしましては極く最も限られた上層だけでございまして、大部分の人事は官房に任せられておるわけでごさいます。今日それはそれが国税庁長官の仕事でございまして、事実上私どもと相談を受けておりましたが、今度原局と相談いたしまして官房で人事をやつて行くことになるわけでごさいます。御心配のようなことは絶対に起きないようには運営して参りたいと思つておるわけでごさいます。もう信用されるかどうかという問題にもなつて来るわけでごさいます。が、どうぞ一つ御懸念のないように御信頼願ひたいと思つております。

それから脱税の訴追等の問題で、手ぬるなところはなにかという問題でございまして、これも国税局長が独立した賦課徴収の最高機関になるわけでごさいます。国税庁がなくなつたというところによつて、そういう弊害が起るというところとは実は考えられない

のでございまして。この点もどうぞ一つ国務局長以下の事務当局に御信頼を願ひたいと思つてございまして。

○木村八郎君 私に申告納税制度という新しい制度で、こういう制度ができた以上、どうしても国税庁というものは必要だと思つております。申告納税をやめるならば別です。内局でいいと思つております。併し申告納税制度ができた以上は、やはり国税庁というものは、やはりこれに對照してできたと思つております。ですから、機構的にはやはりこれは関係があると思つてございまして、もう一つ意味でどうしても私は今までの御答弁では理解行かないのですが、特に把握率の問題については、単に機構だけの問題じゃありません。これはまだはかに徴税官吏の待遇に関する問題もあると思つております。人員の問題もあると思つております。いろいろ納税者側にも問題があると思つておりますけれども、私は単に機構だけからこれを問題にしたのでは正しくありません。私には第一線の把握率自体を見ても問題にしたのでは正しくありません。併しまだそういう点で私はこの問題については相当もつと具体的な突込んだ質問をいたしたいのです。併し野澤氏が質問があるようですから、委員長も午後又質問を続けられるようなお話をすれば、一応私はここで打ち切りたいと思つております。

○野澤勝君 簡単でございまして、暫く質問を許して頂きます。最初にお伺いしたいことは、本法案と定員法との関係におきましては別に矛盾を感じません。その点野田さんにお伺いいたします。

○國務大臣(野田卯一君) 矛盾は感じません。

○野澤勝君 そうすると大体この法案の内容を見ますと、行政機構の趣旨に則して、その一環として大蔵省の行政上の再編成を行う。一体行政機構の再編成は今までの経過から見ますと、何れ我々から見れば、行政機構の改革にはなつておらぬように見受けられます。例へば今回各省の設置法の一部改正法案が問題になりまして、特に最初政府で所期した考え方とおよそ違つたような結果も修正案として承認されておるわけですから、例へば農林省の一部機構改革に当りましては、行政長官は外局の林野庁の問題等々に對しまして、これと妥協して次第並びに監を置くという修正に應じたわけでごさいます。さうなことで一応行政機構の改革ということになるのです。か。あなたの一行行政機構改革に對する所見をこの際承つておきたいと思つております。

○國務大臣(野田卯一君) 今回の行政機構に當りましては、戦争中並びに戦後を通じて、複雑化大化しました機構をできるだけ簡素化し、且つ強力に、又責任関係を明確にしたいという基本方針に基づいて案ができたわけでごさいます。行政機構の案につきましては、終戦以來いろいろ案が沢山出ております。民間におきましても、或いは役所関係におきましても、いろいろ研究されました。その結果をとりまして又我々自身が研究し、各方面の意見も参酌いたしまして、只今御審議を願つておるような案になつたわけでごさいます。現状におきましては、この程度の行政機構改革案を適當となす

という見解に基いたものであります。衆議院の段階におきまして、修正が加わつておりますが、政府といたしましては、原案を提出しました以上、原案はいいと思つております。併し議會は議會としての審議権があるのであります。その間の点は十分おわかりになるかと思つております。

○野澤勝君 さうなことで若し簡単にこれが変えられるものとするならば、政府は私はむしろ無定見であると言わざるを得ない。審議権があるからと言つても何で政府はこれに對して應ずるのか、或いは確固たる信念に基いて政策なり法案なりを出すのか、確固たる信念に基いて法案を出したものでないかと我々は承認する。併しその僅かの修正案ならこれに應ずるのもいたし方がないと思つておるが、余りにも基本的性格までも侵されるような修正案に對しては、政府自身は、私はさうなことは譲れるものではないと思つておる。若し政府が簡単に譲るとしたならば、私はこの立案の当初から無定見を物語るものと思つておる。そこで野田君にお伺いするものであります。一体大臣の考えでおるこの機構整理によつてどのくらい一体國家の財政的余裕が生まれるのか、いわゆるこれから財源が生まれるのか、又能率的に果して何らの支障を来たさぬのかどうか、こういう点についての信念を大臣から聞いておきたい。

○國務大臣(野田卯一君) 先ほども木村委員の御質問に答えた中に申上げたのであります。今回の行政機構の改革は、この前行われまして行政関係の人員の整理と一環を成すものであります。従つてこの前、人員整理は十万人ほど実行したわけでごさいます。今回はそのとき残されておりました機構のほうの改革に手を付けるわけでありまして、両方一体となつて考えられております。従つて今回は機構の改革が主でありまして、人員の整理は比較的少数にとどまつておりまして、人員の整理がありましてもすぐには予算的には直接には金額は余り大きな節約にはなつて来ないと思つております。今回の機構改革に伴つた人員整理は約三千五百名でありまして、それこれです。平年度七億圓程度の節約にはなつたと思つております。併し今回の行政機構の改革を一つの基盤といたしまして、今後更に行政審議會等において研究いたしまして、引續いて行政機構の改革なり人員の整理という重要なことを考へたいと思つております。その基盤となる点におきましては重要な意味がある、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○野澤勝君 初めてこの機構の改革に對する抽出額及び人員の整理が明確になりました。そこでお伺いするのであります。今日機構を中心にしておるが、人員の問題は第二義だと言います。が、今御回答のありました通り三千五百人を整理の対象にする、それから七億圓という財源が出る、こういうことになるが、それと並行して政府は大体非常勤勤務者というものを相當に採用してゐる。採用と言いましうか雇つておられます。この非常勤の問題は現在予算にしてどのくらいあるか、及びどのくらいを非常勤として今後とも使つて行くつもりであるか、この点に對する結論と言いましうか、御回答をこの際願ひたいと思つております。

○國務大臣(野田卯一君) ちよつと今数字を記憶いたしておりましたので、その数字の資料はあとから提出したいと思ひます。

○野澤勝君 それでは、大臣の言われたように、その資料はあとで本委員会に提出せられるようにお願いしたいと思ひます。私の聞く範囲では相当に上つておるように思ひます。これとの關係におきまして、機構なり人員整理の問題を十分考へて行かなければならぬと私は考へております。この点については特に私は今日の行政機構というものの改革は意義をなさないとはいふに確信しております。そこでお伺いをするのでありますが、この機構整理に當りまして、特に本委員会の問題になつております大蔵省設置法の一部改正に関する件でございますが、ここで今問題になりましたのは、国税庁との問題を重点にしておりますが、一体外国為替管理委員会を廃止することになるらしいのでございますが、これと大蔵省当局とは、ポンド並びにドルとの調整の關係に対して相当いろ／＼と論議が交されて、たまにその見解を異にしておる場合が多々あるのでございます。かような問題については、私はただ公式的に、形式的に機構整理という点でこれを統一するという点が、果して日本の今後の貿易關係において利益するか、損をするかということについては非常に心配をしております。この点に關しては、外国為替管理委員会と大蔵省當局とは一応折衝をしたのかどうなのか、これは野田さんでもよろしうございしますが、官房長でもよろしうござい

す。どちらでもよろしいから答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(森永一郎君) 為替政策に關連した問題につきまして、關係各省、委員会を含めてでございますが、の間に必ずしも当初から意見の一致がないということとは、これはまあしばしばあることではございまして、そういう場合には、長い間かかりまして關係各省と相談いたしまして、政府としての結論を出して、それを実行に移しておるわけでありまして。その問題と今度の機構改革とは、実は直接の關連はないわけではございまして、この問題について両方の意見が食違つておるから一緒にするのだというふうなことではないのでございまして。まあ多くの問題につきまして、どちらかと申しますと、外為委員会と大蔵省との考え方はほかの省に對する關係におきましては意見が合つておることは実は数多いのでございまして、意見が食違つておるから為替管理委員会をやめるのだということではございませぬ。その点だけ申上げておきます。

○野澤勝君 僕の質問が悪かつたから君の答弁がわからないが、そういう意味じやない。私の聞くところでは、先ほど木村君なども非常に心配しておるが、外局という相當の権限がある。外国為替管理委員会などもやはり一種の外局的な存在なんです。そこで勿論大蔵省の監督といましようか、指揮は或る程度受けますが、直接的には内局のような監督は余り受けないのです。そういう違いがあるのです。それが今度は内局の為替局ということに規定されることになると、従来のような権限がなくなるわけなんです。例

えば国税庁におきましては、從來外局にあつたときの権限は君も知つておる通り、課長級に對する任免権を持つておつたのです。それが今度はなくなるのです。こういう一つの例を見ても、そこに弱化する外局の危険性があるから私は心配するのであつて、そこで特に今の國際上の經濟事情があつたの御承知の通り非常に複雑だ、そういう關係から、私が心配して今の質問を發したのでございまして。そういう点については今後心配のないように、円滑に行かうようにあらかじめ打合せができておつたのかどうなのかということをお心配しておるのです。勿論さうなことはない、さういふ言ひ得るかも知れませんが、今まで人民の間、國民の間にはいろ／＼木内君の方針と池田君の方針に相違した点がたま／＼發表されておつたから、我々は議會として心配を持つてこの点を聞くのでございまして。さういふ意味において御回答願へば幸いである、さういふ意味です。

○政府委員(森永一郎君) 具体的に過去においてどういふ問題について意見が相違しておつたから、さういふことではないといふことだけを申し上げたわけではございまして。御質問の趣旨は、今後外国為替管理委員会は廃止されまして、内局としての大蔵省ということになつた場合に、政策のほかに中立的な面もあるわけでありまして、さういふ面について不当な影響が及んで、為替政策全体の方向が曲げられやせんか、さういふ点の御懸念にお答えすればお答えになるかと存するのであります。外国為替管理委員会ができましたのは、今から四、五年前でございまして、その当時の事情はまあ外為委員長

のほうからいへば、御説明があるやうと存するのでありますが、司令部が為替資金を管理いたしておりました、それを日本側のどういふ機構でやらせるか、それについて日本はまだ占領中でございまして、外国に對する債務がある。さういふと、從來のやうに政府なり大蔵省なり日銀なりで外貨を運用いたしますと、外貨を差押えらるゝという、アタツチメントの心配もある。それから又司令部が外貨資金の管理をいたしておりました、その司令部の機構とマツチするやうな機構が必要であるといふやうなことから、外国為替管理委員会ができたわけではございまして。その後譲渡となりまして、さういふ外国為替管理委員会がどういふものになつてはならなかつたといふやうな事情もちよつと実は解消したたわけでありまして、昨年の夏頃から、日本側として自主的にどういふ機構で管理をするかといふことをきめたいといだらう、さういふことを司令部から言われたやうな事情もあつたわけでありまして、今回は行政機構改革に際しまして、行政機構簡素化という観点から、外局とか委員会みたいなものはできるだけ整理する、外国為替管理委員会もその一つとして整理されることになつたわけでありまして。これは私も為替政策の責任を統一する、政府が一元的に外国為替政策について責任が持つてやうな態勢にするという観点から非常に賛成をいたしておるのであります。通貨の価値の維持、これに非常に密接な關係がございまして、これにつきましては、通貨価値の維持について責任を持つておる大蔵大臣が、最高の責任を持つて外貨資金の管理、運用に

當るといふことが、行政府のあり方として適當であるといふことを考へておる次第であります。勿論いろ／＼な政策には、政策面と実施面とございまして、この実施面の中には技術的な性格のものも数少くないのでございまして、さういふ実施面、技術面については、これは忠実に運用しなければならぬといふ面も少くないのでございまして、為替管理委員会が廃止されまして、大蔵省が為替局においてそれを所掌することになりました後にございましては、政策の面は為替局がいたしまして、実施面、技術面の問題は、これはできるだけ日本銀行に委ねまして、實質的に運用させる、さういふ考え方をいたしておるのであります。政策につきましては、やはりその事柄について総合的に責任のある大臣の責任を以てその政策が定められて、その実施面、技術面の問題につきましては、これをできるだけ日本銀行に委ねるという、さういふ行き方によりまして、今後の為替政策を円滑に、円満に運用できるのじやないかといふことを期待しておるのであります。その意味で今回の外国為替管理委員会の廃止には私も賛成でございまして。なおその問題につきまして、事前に外国為替管理委員会と大蔵省とが相談をしたかといふお尋ねでございまして、これは私もいたしましては相談をいたしておりました。内閣におきましてはいろいろその間の調整があつたことは存じておりますが、直接には外国為替管理委員会と御相談申し上げるという機会がございませぬでした。

○野澤勝君 木内さんお見えになつておるようでありますから、この際木内

さんのこの点に関する御所見を承わります。

○説明員(木内信庵君) いろ／＼申上

野田君は概ね然るごとくがたゞさんあると思ひますが、今の御質問のポイントであります。今度の機構改革を政府が決心する前に、事前に外国為替管理委員会と十分な打合せをされたかどうかという点を先に申上げますが、今も御答弁がありました通り、今回は特にございませぬ。野田さんのほうからは多少の、廃止するつもりであるがどうかといふたようなお話がありましたので、私どもはそれはよいことではないといふことを申上げた。あらましの意見を申上げておきました。併しながら真の意見は、改革された後の機構がどうであるかといふことを承知いたしませんと、本当の意見は申述べられませんか、それを伺います機会を持ちたいと思つておりましたが、遂に法案が提出されるに至るまで、只今のお話もありました通り、私どもに御相談はなかつたのであります。それが経過であります。而して内容に関しては私ども殆んど、徹頭徹尾と言いたいほど反対でありました。なぜ改革をなさるかというその趣旨、機構の簡素化、責任の所在の明確化という二点によつて説明されておりますが、簡素でない仕事でありますので、又日本の今までのしきたり、その他国際情勢、しきたりと申しますのは、特に官庁間のいわゆる権限争議と言われるような、ああいう伝統であります。それが、それらのこと、又諸国の例は、中央銀行が実に大きな部分をやつておりますが、場合によつては中央銀行が殆んど専断しておるようなところもございしますが、日本の伝統は遺憾な

がらそれを許さないといつたような関係その他から申しまして、この機構は簡素化の名において廃止すべく余りにも問題は複雑困難であると考えております。内容問題たくさんございします。一言にして言へばそうでありませぬ。なお時期、方法、時期は今の日本が独立をいたしまして、今度は司令部の監督指導下でない、すべてに亘つて日本の国の行き方が独立の基礎の上に始めるに當つて、国際信用というものが最も大事であるときに、何を好んでかくのごとき思い切つたる改革をなさるのか、甚だよくないと思ひます。方法については、何が故に改革がなされねばならぬかという理由が天下に公表されてない、これは意見の相違であります。それから、何も私どもが今考えていることが必ずしもいいとは限りませんが、大蔵省がどう考えたといふことが天下に公表されて、天下の批判を待つて、私ども言うことは全部言つた、あとは意見の相違といふことになりませう。一種の良心的な満足が行くのであります。そつちの次第でなくて、何となく、殆んど半分も意見を言わないうちにきまつてしまつたといふ状態であることは、世界の諸国が全部この事実注目しておるところであります。でありますから、かくのごとき方法を以て事が行われるといふことは、私の考えでは、それは日本国が世界から非民主的だといふ非難を蒙る因であると思ひます。民主化するといふことを打つて出して講和を締結されたのであります。又それを教へ込むといふことが司令部の政策であつたわけでありませぬ、一転してこういふことをするといふことは、国際信義の上に非常に害

があると思ひます。なお手続上の問題にしましても、御答弁にはいつも日銀に任せればよいといふことであります。私どもの機構は政府の機構でありませぬが、実は銀行の機能をたくさん持つのであります。その銀行の機能の部分は、今度の改革案では日銀に一種の授權をしまして、そつくりと日銀の自主的判斷によつて、大蔵省の指導監督を離れてなされることとなるのならば、ほかの問題は別として、その点はやや救われるのであります。今度のはそうでなくて、私どもの扱つてゐる會計、その會計をそつくりそのまま外為委員会というものを大蔵省という名に書き換へたといふ行き方でありませぬ。甚だ危険な行き方である。ペンキング・ファンクシヨンといふ中には、金を預け、乃至は保証をし、現在御承知と思ひますが、全日本の為替銀行の取引はすべて為替委員会の保証の下に行われてゐるのであります。この保証人が更迭する、その新しい保証人に通常の官庁の中の通常の為替局といふものであるといふことは、これは私どもから見れば、常識を絶したる行き方である。到底それではいい結果は得られない。こう考へております。内容はまだたくさんございしますが、大体簡単に申上げました。

○野田勝彦君 この問題は私の想像した通り非常に重大な点を含んでおります。いづれ同僚の諸君も後刻質問したいといふ意見もあつたので、この問題につきましましては私も後刻に譲ることいたしました。質問を留保しておきます。

○國務大臣(野田卯一君) 只今の点は先ほど木村委員がお尋ねになりました。お答え済みのことでありまして、同じことを繰返すのも時間の関係もありませぬので要点を森永君からお答えいたします。

○政府委員(森永貞一郎君) 第一点の国税庁ができましたときと今日とどう情勢が違つてゐるかといふことでありますが、當時は今から三年余り前でございますが、終戦後インフレ、それに對しまして税務行政がしつ中あとを追つてゐる、徴税のほうはがずれまして、そのことによつてもインフレが起つたといふ事情があつたわけでありませぬ。そのインフレの進行下におきまして、ともすれば徴税秩序が紊れがちでございしました。これを何とかして早く建直さないと健全財政を確保することができないといふ点が皆の非常に大きな心配であつたわけでありませぬ。大蔵省でもいろ／＼その点を心配いたしまして、いろ／＼のことをやつたのであります。が、たゞ／＼その後司令部のほうからアメリカにおけると同じような機構、即ち国税庁を外局にして、その下で徴税機構を打立てて、そうしてそれらの秩序の建直しに當らせる必要があるといふ指令が出たのであります。その指令が出るまでの経過につきましましては、意見を求められませんでした。いろ

いろ意見がございました。外局にしたほうがいいという意見だけやございませぬ。従来通り内局でやはり大蔵大臣の責任の下に一元的に処理したほうがいいという有力な意見もございました。併しいずれにいたしましては指令が出ましたので、国税庁ができました。そうしてそれを三年間努力いたしました結果、今日のような比較的秩序も回復し、勿論申告所得税その他の面でなお後努力しなければならぬ面も数多いのでございしますが、とにかくインフレに對してあとから追つかけてばかりおつた点が著しく改善されました。今日では一応徴税秩序が回復したといふことが言えるのではないかと思ひます。今申上げたように徴税秩序が大部分よくなつて来たといふ点があります。それからこの外局にしたほうがいいかどうかという問題であります。一つは現在国税庁は今申上げた重要な事務をいたしているために、国税庁長官の下に次長を置き徴税員六百五十人というやうな相当大な機構を擁しているわけでありませぬが、今日徴税秩序も回復したといひます。それば、これを一部は国税局以下の第一線の事務の強化に廻し、残りの監督面だけを簡素な形で徴税局として大蔵省に吸収いたしました。大蔵省の他の政策とも調整を保ちつつ監督の面に専念させるといふことが、今後の徴税成績を挙げるといふことも、今後の徴税成績を挙げるといふことも、かような観点から内局に移したほうがいいといふ判断をいたしておるわけでございます。

○野田勝彦君 只今のお話によりませ

と、簡素な連発であります。官房五局、一官房七局のうちが簡素かわからない、数が殖えたほうが複雑だところ思うのでありますけれども、あなたの話を聞くと簡素化ということであつて、その簡素の定義は、あなた方の解釈を私は一応承認しよう。

そこで事務的の能率と言ひましようか、いわゆる国税庁が持つ事業の能率化という点につきまして、かようなことになつても支障を来さんという先ほど木村君に対する御答弁のようでございますが、私は決してさうなことは決定的に申されるものではないと思ひます。現在あの歴大な国税庁、全国に十一の国税局五百三の税務署、これだけ歴大な機構で依然として徴税能力というものは完全にうまく行つておりません。依然として一千五百億ばかりの滞納があるわけでございます。かような点から見ますと、私はこれは歴大な末端にまで行渡つた機構においてさうかくの通り、若しこれを内局というやうな場合になりますと、勢い私はそこに一つの責任のルーズと申しましようか、機構の弱味と言ひましようか、徹底さえ欠くやうな情勢になつて来るので、勢い私は能率が弱化するといふ心配をしております。そういう点に對しては心配ないといふやうなことを、あらゆる角度から検討されたことと思ひますが、それについて心配のなといふことをこの際私ににお示しを願ひたいと存じます。

○政府委員(森永貞一郎君) 国税庁は現在六百五十人くらいおります。そこで監督面のみならず、実は或る程度実施面の問題も取上げてやつておるわけ

でございます。今度の改革の際には、この監督面だけを簡素化の形で徴税局として大蔵省に吸収して監督面に専念させる、又実施面に人員があるわけでございますが、これは国税局以下の第一線徴税機関、このほうの強化に振向けよう、さうな考え方に基いておるわけでございます。滞納が多いこともお示しをいたしましたし、又先ほど来申告納税について一層努力しなければならぬといふやうなお話もございましたのでございまして、その点につきましては我々も今後ますます努力しなければならぬと思つておりますが、今回の改革によりまして多少なりとも第一線国税庁機関の充実強化のほうに人員を割き得ると、それによつて多少なりともいふ／＼御指摘のございました徴税の改善に資し得るのではないかと、いふやうに考えておるわけでございまして、第一線行政機関が強化こそすれ、決して弱体化はしてないといふことを御了承頂きたいと思つております。

○野澤勝君 私心配する点は、更に申上げますと我々自身さうですが、今の政府の税制のやり方に対しては、私たちは反対です。架空なる自然増収を對象にした税制方針には反対です。併しかやうな点に對して、我々はこれに對する歡迎乃至は要請乃至は要求の運動をせね／＼やつております。特に具体的に申しますならば、所得税の問題等におきましても、必要経費といふやうな問題に對して我々はこれを正しく主張して、この税の軽減を期する運動もあつて、併し我々のように正しく民主的に運動するものもありまれば、或いは非合法的な運動をして却

つてその税制の不平等を理由にいたしまして、むしろそれを奇貨として非合法的な運動を起す連中、人々もあるのです。そういうことに對して今全国の税務職員、大蔵省の労働組合を中心として、職員のかた／＼は身命を賭してこの国家事務に専念しているわけなんです。これはいい悪いと言つてみたら、我々の主張に賛成したり、我々の味方をするわけには行きませんか、公務員の資格において仕事をやります。そういう場合に、今のやうな危険を冒しているのです。そういう情勢が高まつて来ているにかかわらず、私はかようなことをして、却つて外局としての意味を軽く見させるやうなことを印象づけて、能率が上がるかどうか心配だといふのです。その点が一点。

それからいふ一つは、聞くところによると税務署を廃止して支所にするやうな場合もある。これは取除かれたとか何とかいふことを聞いておりますが、まだそれははつきりして頂きたいと思ふ。この際はつきりして頂きたいと思ふのでございまして、私は支所であるとか税務署であるとかいふやうな問題よりは、飽くまでも事務の能率化といふ点において目的を果したいといふ建前から質問をしてるのでございまして、が、さういふ点に對して税務署などの点に對して、小さい税務署を廃して支所にするといふやうな気持を持つていのかどうか。又何か小さい機構を考へていのかどうか。さういふ点を第二点として伺つておきたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほど野澤委員から滞納の数字を挙げられたのでありますが、これは非常に重要な数字でありますので、私は国税庁の者として御訂正願ひたいと思つております。昨日ですか一昨日でしたか、新聞にもちよつと出まして私どもも氣にかつておつたのであります。現在滞納は七百四十九億、これは四月末日の数字であります。非常に減つております。千八百七億という数字が新聞に載つておりましたが、これは未納税でございまして、いわゆる国税徴収法の改正、法人税法の改正によりまして、御承知のように徴収猶予という制度が認められておる。又執行猶予の制度が認められておる。又執行猶予の未納のうちには合法的に徴収猶予をされた分があります。いわゆる税法上の滞納は申上げましたやうに七百四十九億でございます。これは非常に重要な数字でありますので、この際御訂正を願ひたいのであります。

それから先ほど木村委員からも税務職員の数について六万有余人というお話がございましたが、これは定員法の改正によりまして九千八百八十人を減少しております。五万二千二十人に現在減つております。今回の機構改革の定員の減少といふものが一つの理由になつておまして、さういふうちに定員が減るといふことになりまして、どうしても第一線を強化して、先ほど来種々お話のやうに、第一線に非常に御同情のある言葉を頂いたのでありますが、第一線は全く血みどろになつて超過勤務もど／＼やつておるといふやうな状況でございまして、さういふ状態でございまして、定員が減つた、従つて中央を縮小いたしまして貴重な人員を第一線に振り向けるという

のが重要な狙ひになつておるといふことは、その通りだろふと思つております。只今お話のやうに、第一線の事務につきましてはいろいろまだ問題もございまして、私どももいたしましては税法の改正なり、今度の機構の改革によりまして、やはり第一線の事務の負担をできるだけ軽減してらうと共に、この人員は第一線を中心に振向ける、さういふ考え方で立案をされておる。ただ基本的に中央集権的なものか、或いは地方分権がいいかといふことにつきましては、先ほど来種種議論がありまして、又諸外国におきましてもアメリカは中央集権的であるが、イギリスは地方分権的にやつておる、これは御承知の通りであります。ただ最近もこれは御参考に申し上げますが、アメリカの税務機構につきましても、日本の国税局の中間的な機構が新らしく作られるやうな動きがござい

ます。これは有名な向うのスキヤンダルに關連をいたしまして、中央のものだけでは不十分であるから、地方にその監督機構を設けて、或る程度中央集権を是正して、地方にも監督権を移すといふやうな動きがあることは事実として申上げたいと思つております。それから税務署の廃止と統合のお話もございましたが、これは種々検討したことは事実でございますが、今日の時期でないといふことになりまして、はつきり取止めになつたのでございまして、この際御報告いたしておきます。

○野澤勝君 先ほど森永さんからの能率化について心配ないかといふことについての御回答中、国税庁の機構の半

分程度は国税局に移して、実施面の権限は地方の国税局に移す、国税局の権限を強大にする、と説明された。これは間違いないか、その回答に……その通りですね。すると現在において、国税局間の仕事の面のアンバランスがあるというが、この点は一体どういうふうにお考えでありますか。

○政府委員(正示啓次郎君) この点につきましては、先ほど木村委員の御質問に対してお答え申し上げたのでありますが、税法の改正が数回行われたのでありますが、その結果納税者数の減少、これはやはり例えば農業地帯は比較的多く、大都市におきましては比較的少納税者が比較の少いから納税者の数が減らないというふうなことがあつたわけでありまして。ところが御承知のように、そういう税法改正がありましては、直ちに税務職員の配置換えをやるのが理想なんです。例えば田舎の局から東京、大阪へ大量に職員を移動さすということができれば一番いいのでありますが、今日の社会情勢におきましては、御承知のように住宅関係一つを取上げて見ても、なかなか困難である。そういう制約がございますが、併しこれは我々として最善を尽しまして、できるだけそれをやっております。併し今日でも、例えば東京局のごときは相当の欠員を抱えております。これは欠員はすぐ補充したらいじやないかというふうにも考えられますが、我々としては税務職員の一人一人が非常に優秀で素質のいいものでなければならぬ、こういうことを考えておりますので、軽々に補充はできない。どうしてもできるだけ地方の優秀な者を東京、大阪に移す。

又新規採用をするについても厳重な試験をやるということをやっておりますので、そこはどうしても時間的なずれが出て来るのであります。そういう見地からどうしても課税ということにつきましては、私は国税局は軽いというふうには思わないのであります。非常に相対現在の陣容を以て最善を尽くしているというふうには考えておりますが、どうしても能力に限りがございますので、更に優秀な人を配置いたしましてやります。更に課税の充実を期し得るというふうなことは言い得るかと思ふのであります。その点地方におきましては納税者が減つたにかかわらず、或る程度人員の余裕があるといふような意味におきまして、相当細かい調査もやつておるといふことは事実かと思ふ。私どももいたしましては将来住宅問題等もできるだけ解決をいたしまして、職員を適正に配置することによりまして全国的な課税の権衡を図つて行く。これを一番大切な眼目として仕事を進めておるわけでございます。

○野澤勝君 いろいろ御意見もありませんが、特に昨年の営業の庶業の所得交換調査の実績から見ますと、私は今の国税庁の制度というものは、この調査実績の点から見ると非常に何といひますか、課税などにつきましても余り矛盾のないような平均的な動きが示されてゐる。今後若しかような全国的な機構というものが圧縮されますと、私は先般調査をした庶業所得調査というふうなものは必ずしも先般調査したような結果が生れんと思ふ。こういう点に対して何らか心配がないか。又さうな点について現在よりも能率的に

公平的にやれるという自信があるかどうか、こういう点伺つておきたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 二十五年の課税につきましては、先ほど木村委員からもお話がありましたように、一つの方針を大きく切換えた関係もございまして、課税の充実というところが相当犠牲にされているという非難を受けているのであります。これは私どももいたしましては、その後においては是正するという方針を以ちまして、二十六年の課税におきましては相当程度に是正されたと考えております。

まだ御承知のように、結論は出ておりませんが、二十五年に比較いたしますれば、更にその点は正されるものと考えております。そこで今回の機構改革によつて、従来相当の努力をして来たが、今後それらの点に不安があるのじやないかという御質問かと思ふのであります。私どもは機構改革自体によつてさうなことはないと思ふのであります。先ほど木村委員に申し上げましたように、中央の主たる機能の事前の裏議或いは事後の監査、この二つの機能は決して失うものではないのであります。いわゆる監督の機能はその両面におきまして第一線の実績を檢討いたしまして、改むべきところは速やかにこれを改めて行くという体制を進めたいと考えております。固より相当の人員の減少になるのであります。これは主として実施面を担当しておつた者が第一線に出るわけでありまして、監督面は我々としていたしましては、少数精鋭主義を以ちまして優秀な人材を地方に集めることによりまして、従来国税庁でやつておりましたような全国的な課税の均衡を確保する、更に課

税の充実を、バランスを図つて行くという面の作業は従来通りに續けて参るつもりでございますので、その点は機構改革自体によつて不安があるということは我々は考えておらないのであります。

○野澤勝君 先ほど国税庁の次長さんからこの滞納の善悪の、相違点についてお話がありました。私のほうの調査の不徹底かも知れません。併しこれはにしても未納金額が一千有餘億あることはこれは事実でございます。今までのあれから見ると大体ずつと系統的に見るとここ二、三年来どういふあれが變つたか知りませんが、国税庁ができる前からこの一千億内外の滞納があつて来たんです。ですから今度は名を変えて滞納ではない。取り得る、或いは切り捨てるというふうなことがあるにいたしまして、私は平均これくらいのもものは残つてゐると思ふ。いづれにしても取れないものは、取れないといひましょうか、未決のものがあるから、そういう点でえらい自慢には私はならないと思ふ。そこで更に伺ひたいのでございますが、今日まあ国内の情勢も非常にやかましくなつて来、それから経済的にも非常に国民が希望を失うという情勢の中にあると、私はこの税の処理ということに重大な問題だと思ふ。そこで何人も多量のものは必ずしも能率を徹底するとは私は思いません。併しこれはほかの仕事と違ひまして、なか／＼税金というたびと来るんですね。実際はそこで余程専門的でございますから、慣れない者が民間に参りまして飛んでもないことを言つたり、或いは武張つたような物の言ひ方をしたりなんかいた

しますと、非常に神経をとがらせるんです。更にこの頃やかししいのは、政府はそういうことを私は計画的じやないかと思ふ。税金のこの制度について非常にやかましく、むずかしうござらなかつたような内容をこの制度の上に露呈している。失礼な話ですけども、我々でさえなか／＼わからぬ。例えば今言う通り、申告納税制度、必要経費の制度、こういうものはできません。必要経費の問題などお示しになつてゐるようなひな型に基いて出して行くというものは必要経費に入らん、入るか入らんか、どこで一体その線を引くかわからん場合が多いんです。こういう場合にこのむずかしい制度を設けている際にはより一層私は国民にこの内容を親切に説明して、手に取るようにして示してやる教育運動というものは絶対必要だと思ふ。そういう点から私は心配いたしました。観念的にその機構を都合便宜主義によつて、今日は拡大に、今日は圧縮し、今日は次長をおき、外局を廃する、何のことも言つてゐる、こんなことはお茶坊主であつて笑われまふ。私に言わせればこんなことが行政機構かと思ひます。して見るという一方におきまして取締りと呼ぶような処分行政、即ち処分行政と私は言う、消極行政と俗に言はれてゐるような、消極行政のような、法務府を省に變えて、この頃は膨大な人員を増加して機構を拡大する、一方生産行政に対して、乃至は只今申しましたような人民、国民と直接生活に關係のあるようなものに対しては圧縮してゐる、こういうような一体考へ方で行政機構の整備をやるということになりますならば、私は将

来由々しき事態が起ると思う。かようなことに対して野田さんにお伺いするのでもありますが、一体野田さんは、総理が行政機構をこの際整備しろと言つたからやるのだ、それはもう大臣は総理大臣の任免でございませうから、これは命令があれば仕方ない、そういうわけであつたんだらうと思ふんです。私は、あなた自身におきまして、甚だ不満な不体面なものだと私は思ふ。むしろ反対があつてもよろしい、行政機構の整備乃至改善をやるならば、思い切つて徹底した私は行政機構のテーマというものを示して、その上に推進されるならばよろしいのでもありますが、今申しました通り、次長と監を置いて外局を廃するといふような点に、何れ行政機構の整理がないじやないですか、裏から見ても表から見ても、それきりのことなら、こんな大蔵省設置法なんというものの改正法律案を出す必要はないと私は思つております。こういう点について野田さんの一つ見解を承わりたい、かように存じます。

○國務大臣(野田卯一君) 戦争中並びに終戦後を通じて、日本の行政機構が複雑、膨大化しまして、それが一面におきましては国民負担の増加になり、一面におきましては国民にいろいろの行政上の制約を加へておるといふことは、これは国民周知の事実であります。従つて国民といたしましては、できるだけ早く行政機構といふものを改革して、すっきりしたものにしたいと思ひまして、現在の政府といたしましてはこの輿論に従ひまして、輿論によつてこの改革を行おうとしておるの

であります。いろ／＼御意見もあつたやうであります、この改革につきましては、思い切つてやれという意見もたくさんあります。又それを實際思ひ切つてやれと言われまして、具体的問題になります。なか／＼、それは行かんという議論も出て来るわけでありませう。今までもたくさん行政機構の改革論が出ておるのであります。過去相当出ました行政機構の改革論、並びに現在あります議論を参酌しまして、現状におきましては、この点が最も妥当なところという結論に到達しておるのであります。只今御説明になりましたやうな点につきましても、例えば部長を廃して監を置くといふやうな問題をきましても、五十幾つあるのを廃止して十五ぐらいを置くといふやうな点になつておる、いろ／＼と改革の果は上つておるのでありますから、冷静に御批判下さいまして、御賛成下さるやうにお願いいたします。

○野澤清君 午後にいいたします。

○委員長(河井彌八君) それでは二時まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時二十七分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續いて委員会を開会いたします。

議題は今朝議題に供しました両案と御承知を願ひます。

○木村福八郎君 午前中国税庁を廃止して内局にすることによつて徴税の公平ということが期せられるかどうかといふ点について質問したのですが、どうもまだ十分納得いきませんでした。特に第一線の調査内容的確な把握の点についてはどうもその説明では納得

が行かないのです。それは第一線を強化すれば、いわゆる所得の捕捉率はまあ今までの仮に七〇％が七五％になるとか八〇％になるとかさういふ意味で強化されるというのですが、私の質問したのはさうではなくて、各局の把握の不均衡、これが内局にしたほうがひどくなるのじやないか、こゝういふ意味です。それに対してはならないといふお話ですが、併し實際の調査を見ますと、実はこれは相当問題だと思ひます。これはもつと十分私は検討すべきでなかつたかと思ひます。二十五年度分については、御承知のように調査人員二十名ぐらゐを對象にしてやつたやうですが、例えば福岡ですか、福岡の例ですね、これは非常にひどいのですが、この福岡のほうで調べた場合に一人当りの所得、更正決定見込額ですか、三十八万六千円、それが東京のほうで調べると、東京のほうの調査担当者がやつてみると七十九万八千円となる。大体二〇六％です。こんな違いが出て来るのです。同じ所得に対しての捕捉がこんな違つて来るのです。こゝういふやうな、これはもう非常に二十五年度分について調査されたうちで一番これは極端な例です。例ですけれども、こゝういふやうな違いがある。こゝういふものの調整を、国税庁を内局にすることによつてむしろこれがもつと小さくなる。調整が合理的になるというやうな話はわかるのですが、實際担当者に聞いても、第一線々々々と言われまゝ、むしろ内局にすればこゝういふ点の調整は困難になる。こゝういふ話なんです。そこで私は先ほど伺つたところが、さういふ心配はないと言ひますけれども、実

際問題としてこの点については私はどうも御答弁とは逆な方向へ行くのじやないかと思ひますが、この点お尋ねします。

○政府委員(森永貞一郎君) 国税庁が徴税局になりましたも、監督行政に携わる人員は減らして行かないつもりでありまして、その意味で少くとも現状程度の監督はできるわけでございます。それに加ふるに、私の申し上げましたのは、今までの国税庁はみづから賦課決定の仕事も併せて行なつておるものであります。それは今度は国税局以下に委ねます結果、徴税局の幹部は各局のさういつたバランスという面、監督の面により一層力を注ぎ得る、さういふ面が出て来るのじやないかと思ふのでございまして、その意味で少くとも現状より悪くはならない、むしろさういつた心理的な余裕も出て参りました。一層さういふ面に配慮することができるようになるのじやないか、さういふ面で御答弁申上げたやうな次第であります。

○木村福八郎君 この二十六年度のもについてはいさういふ調査はないのですか。またそれはできないのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 目下国税庁がやつておりますが、間もなく参ると思ひます。それまではお待ち願ひます。

○木村福八郎君 それと、若しかあつたらさういふものと比較してみたいのです。それから次に、さつきは滞納について何か一十億以上もあるといふやうに新聞に出て、誤解があるといけないと氣にしているといふのですが、滞納というのは七百四十九億程度だと、こゝういふ御答弁があつたけれど

も、これは野澤氏も言ひましたけれども、私も重ねてさういふ何だか大して心配ないやうな弁明のように聞かれましたから、もつと私は明らかにしてもらいたいのです。それで滞納状況といふ、これの数字の調査したのがあると思ふのです。この内訳を見れば、徴税の猶予額と、それから執行額と、それから執行停止額とこゝういふように分れてゐるのであつて、その中の執行停止額といふのは、これはもう滞納と見て、滞納も取るのが困難になつて来た、こゝういふふうに解せられるので、先ほど滞納が七百四十九億だから決して心配はない、さういふやうなことをしならないと思ふ。そこで詳細の数字を出して頂きたいと思ふのです。

それから次に野澤氏も質問いたしました、外国為替管理委員会の廃止の問題ですが、これについては先ほど内外為替委員長から一応お話をありましたが、何となく、どうも奥歯に物の挟まつたやうなお話でありまして、どうもよくわからないのです。そこで私はこの問題は政治的にもいろ／＼見られておりますので、この問題は私は問題の所在を一応はつきり知つておきたいと思ふのです。それで外為委員長のほうの立場もよく私は聞きたいと思ふのです。それから政府側のほうの意見も十分聞きたい。それでこの問題のありどころを私ははつきりしたいと思ふのです。臆測ではない。この委員会です。私はこゝで非常にこの問題はこゝからかつてゐるやうですから、いろ／＼誤解を生ずるのを防ぐ意味でも、それは木内委員長も十分こゝで述べて頂くと同時に、政府側において十分この真

も、これは野澤氏も言ひましたけれども、私も重ねてさういふ何だか大して心配ないやうな弁明のように聞かれましたから、もつと私は明らかにしてもらいたいのです。それで滞納状況といふ、これの数字の調査したのがあると思ふのです。この内訳を見れば、徴税の猶予額と、それから執行額と、それから執行停止額とこゝういふように分れてゐるのであつて、その中の執行停止額といふのは、これはもう滞納と見て、滞納も取るのが困難になつて来た、こゝういふふうに解せられるので、先ほど滞納が七百四十九億だから決して心配はない、さういふやうなことをしならないと思ふ。そこで詳細の数字を出して頂きたいと思ふのです。

相を、それから廃止に至つた経過というものも詳細に明らかにされたい。そうでないとした誤解を生むばかりです。先ず木内外為委員長にはこの外国為替特別会計を司令部のほうのサゼンションですか、メモランダムですかわかりませんが、その時の目的は何であつたかですね。外為委員会を設ける目的というのは一体何であつたか、そういう目的が今でもそれが解消してないかどうか、必要であるかどうか、そういうことについてまだその他の点に亘つても結構です。これを廃止しては国策上決してよくないというお考えはさつき述べられたが、できる限り詳細に私はその点を伺いたいのです。で、木内委員もこういう機会に私は十分、述べられたい。いろんな誤解があると思うのです。又私は木内氏の言われることが正しいかどうかわかりませんが、そこで政府側においても木内氏が述べたことについて十分私はこれを明らかにしてもらいたい。そうしませんと、外為委員会を廃止していいかどうか、我々はつきりした判定がしにくいのであります。いろんな雑音を排してここで私は十分伺つておきたいと思ひますから、先ず外為委員長のほうからお話し願ひたいと思ひます。

○説明員(木内信男) どうかお話ししていかうかわからないのであります。この問題を国会におきまして最初に申上げたのは衆議院の予算委員会でありまして、その時井手さんから御注文がありまして、よくわからんから書いてほしいと申出がありました。実は書きましたものを衆議院の予算委員会のほうには差上げてあります。参議院の内閣委員会のほうの申出によりまして

でも差上げました。実はあれを読んで頂くことが一番手早い、且つ誤解を避け得ると思ひます。さて今の御質問の中に、特にこの委員会ができた時の、司令部がこれを設立を命じた時の事情並びに経過について述べろというお話でありますから、特にその点をお答えいたします。が、私はさつきも森永さんの御答弁を伺つて感じたことですが、何か外為委員会というものは、司令部の何か対応機構という言葉がありました。司令部がある間だけ必要であるかのごときお話があり、これは先ほどの御答弁を伺つていて思ひ出したのであります。が、ちよつと大蔵省は一貫してそういうような御解釈であつたようでありまして、ところが不幸にして私は全く解釈が違つたのであります。総司令部はむしろ機構で出されたのではない、精神で出された。いい精神を盛り込んだ為替管理をやるにはどういふ機構が日本には必要であるか、ということとをさうざん思ひ悩んだあげく、射中てたものが今の機構である。従つてそれが司令部がある限りは必要というのではないので、永久にこういふふうによつてほしいと彼らは思つていたと思ひます。が、思ひ悩んだあげくということとは私ども実は委員に任命されてから知つたのであります。こういう委員会を作る前に司令部はさう考へた。大蔵省、通商省及び日銀當局を呼んで、どういふふうによつて為替管理をやつたらいいか、御承知の通り、それまでは司令部が自分でやつて、続いて貿易庁が貿易をやつておりましたから、為替管理機構というものがあなくてはすむような事態であつたのです。それを民間買

易に移し、普通の状態でやるのには為替管理機構が必要であるが、どういふ仕組みでやるのかについては、関係三者、大蔵省、通商省、日銀という連中にいくら聞いても、彼らの言葉で言いますと、セツト・ダウン・ト・ユギヤザ、椅子に坐つて、こういうことをどうしたらいいかということに結論が出ない。聞いてみれば、いろいろ調べてみると、戦前の日本の為替管理というものは必ずしもいいものではなかつた。続いて日本ではこういう機構が必要だと思つて作つたのだ、だからお前たちは為替管理機構をこういうふうによつてなければ困るといつたようなことがあつたのであります。これは設立事情であります。それから終始一貫して私どもと大蔵省の考へとの間には違ひがありました。大蔵省はこういう機構は不要だ、これは通貨の価値維持というものであるから、為替管理は大蔵省が握つていなければならぬ、それで行くというお考え、私どもは為替管理というものは通貨の価値維持という表現をすれば表現できますが、もつと複雑なものであつて、主として貿易の關係のものであります。いろいろ關係が多から、多少一省一局の専管事項とするにはふさわしくない仕事であるという考へ方、これで対立しておるわけでありまして、それで、従ひまして今の為替管理及び貿易及び為替管理法の立法の時を初めといたしまして、ちよつとその問題を割切れざるままに進んできたのであります。最も顯著なることは、昨年春司令部は、いよいよ日本側は大分整つて来たから、今まで司令部の名義であつて、司令部の代理人として私どもが運用して来た外貨というものは日本側に渡したい、ついでには受取るほうの機構は、原語で言いますと、パーマネンス・オブ・コンティニエニティという言葉であつたと思ひますが、そういう感じの出る機構であつてはいいから、承知の通り外為のあるほうがいいか悪いかにについては、ずつと争ひのあつたことであるから、この問題をはずきりと日本側がパーマネントに、パーマネントといふことは何も永久ということではない、テンポラリーでないということですが、とにかく相當の間続くものとして、外為を認めるなら外為に渡そう、そうでないならばそうでない機構に渡そう、この点の答えはどうであるかといふことをわざ／＼尋ねたのであります。それで政府の答えは総理のお手紙にありますが、それは当時外国為替管理委員会に渡してほしいというお答えが出たのであります。この一事を以つてしましても、司令部は決して自分のおる間の必要機構ということには考へていなかったといふことがわかると思ひますが、大体経過についてはまだ沢山あると思ひますが、先ほどの御答弁を伺つておりました、司令部のおる間だけのものとは考へていなかったといふことは特に大事だと思ひます。その他はなお御質問を得てから御答弁申上げたいと思ひます。

○木村義八郎君 今お当外為の発足した時の外為委員会の、何というのですか、業務或いはその仕事の目的、範囲、そういうものはどういふところにあつたのですか。

○説明員(木内信男) 最初は日本に新しい為替管理機構を作る。その機構を作る中心の推進役になるというものが主なる仕事であります。それを各官庁の分担する責任の範囲を明確にするといつたような言葉で、最初の外為設置法には書いてあつたと思ひます。でありますから私どもは現在の外国為替管理及び外国為替管理法の立法にあたりまして、中心的機構としまして皆さん御参集を仰いで議長的な役目を果たしながら推進して来たのであります。ところが法律ができた時に、外為も前の司令部のスキヤツピンに基いてできましたから、いわゆるボツダム宣言の受諾に伴う政令というもので外為が設立されたのであります。これが現在の機構になつたわけでありまして、その時を以ちまして一應機構を作るといふことが完成したかのごとく考へられて、その時に機構を作る責任といふものを設置法から落してしまつた。ところがこれが非常な不便を醸成して、それを以て私も迂迴であつて法令の作り方を知らないものですから、旧設置法で、最初の外為設置法で差支えないと思つていたのですが、そのうちに例の総合調整という職分を落してしまつたのです。今の責任を分担する機構でありながら総合調整という仕事をやる必要がなくなつて非常な不便に際会したのであります。そこで爾来昨年一年かかちまして漸く御納得を得まして、昨年の三月三十一日でありました。現在の外為設置法を改正をいたしました。現状になつたわけでありまして、その中に総合調整という言葉が入つてゐるのです。それでやや全体を見守つてはう／＼の官庁でこの仕事は分担するのであるが、全体がち／＼にばならないようにという職分をして行くといふことが法制的にも復活したのであります。その前にそれがなくてもよ

総合調整の方法も明確に定められておるのではありません。従つて総合調整の段階におきまして、事が破綻をすることほごさいません。若しどうしてもきまらなければ閣議というものがあつて、そこで最後の断を下すことになつておりますから、決して総合調整が行き悩んでいろ／＼國務の紛更は来たさないというふうな考へております。

それから外貨資金の運用の問題を挙げられました。外貨資金の運用は戦前におきましては十分やつて来ておるのでありまして、終戦後一時司令部がアメリカ側においてやりまして、それが又日本側に移つて来たわけでございますが、この外貨の運用ということには、非常に我々としては関心を持つておりまして、現在のごとく巨額な外資を擁してゐる事情におきましては、これを如何に運用するかということ、我々の非常に関心でありまして、国民的利権から申しましても、私はもつと利用すべきものであると思つて、ありまして、今までの外貨資金の運用の方法につきましても市中銀行からかなり非難があつたという事実もあるものであります。もつと銀行はこの金を活かして、そうして或いは利息をうんと上げ、その他有利なる運用をなすべきである。こういうような意見も市中の専門家の間において批判の聲が揚つてゐるのであります。これはいろ／＼の事情において、司令部というものがあつた間は制約がありまして思うにまかせなかつたのであります。併しなからこの外貨資金を如何に運用するかという点につきましては、外為の委員会においてもよく御承知でありますけれども、恐らく大蔵省の人であるか、

か、或いは現在の日本銀行の總裁以下の人たちがわからんはずはない。若しわからなければ、これは内地にたくさんの外国の銀行の人もおりますし、如何なる方法によりまして知識を吸収することが出来るのでありますから、そういうような各方面の知識を吸収することによつて、外貨資金の適切な運用というものを図り得るという確信を持つております。現に從來でも大蔵省が外国為替管理をやつて参りましたときには、よく各方面の意見を聞きまして、その運用に全きを期していた例もありません。これは今の、私は外為のことがたをどうというのではなしに、今木内委員長以下非常に有能な識者なからありまして、非常によくやつて行けるのであります。これを受けて行くところの大蔵省のそのほうの担当者、並びに日本銀行の担当者も決して木内委員長等の期待に背くようなことはいたさないと思つて、断言が出来ると思つて、それから外貨資金の運用管理をこちらに委ねられるときに、如何なる恒久的な制度においてやられるかという点につきましては、当時總理大臣からも返事を出してあります。そのときにおきましては、大蔵省でやらせるかどこでやらせるかということにつきまして、政府部内におきまして、いろいろ協議をいたしたのであります。折しも丁度行政機構の改革という問題が中心になつておりましたので、この際また国全体の行政機構をどう持つて行くかということがきまつていなければならぬ、これだけ早くきまつていかなければならぬというわけで、当分現状維持、フオア・ザ・タイム・ビーイングということをやつて、ついで總理大臣からは

司令部に回答してあるのであります。この問題は或いは政府側としても今回の行政機構が暫定的なフオア・ザ・タイム・ビーイングの措置だというふうな理解をして取扱つておるということも、お含み置きを願ひたいのであります。それで外貨資金の問題は結局収支の問題と資金運用の問題に分れると思つておりますが、収入の面におきましては只今申しましたように、貿易並びに貿易外を通じて或いは支払が起り、或いは受取りが起るから、この面につきましては外貨資金計画を樹立することによつて適切にその運用が図れると思つてあります。又外貨資金の運用につきましては、先ほど申しましたように、たくさん外貨資金をポンドであるとかドルであるとかその他持つておるのであります。このものにつきましては、我々としては最善を尽くして、その運用に全きを期して、これは各方面の知識を集めれば決して運用を誤ることはないと思つております。又この外国為替に關する事柄を直接取扱うものといつたしましては、御承知の外国為替銀行といふものがあつたが、これは外国為替銀行は現在十数行を算してあります。この銀行を十分に監督し、それと提携を緊密にしてやつて行つたならば、又監督を厳重にするのは銀行制度そのものにつきましても將來検討の余地があると思つておるのであります。それから申し上げて十分研究を積んで行つたならば、私はこの為替銀行自体のやり方が悪いがために、日本の為替管理がうまく行かなかつたといふことがなしに行けるのじやないか、又そうしなければならぬ、こういうふうな考へておる次第であります。

第でありまして、只今木内委員長の言われましたことは、御尤ものような点もありまされども、今後の大蔵省並びに日本銀行を十分信用して下さるかどうかが重要な点にあるのであります。私は私の知つておる範囲においては決して御期待を裏切つて御心配をかけることはないといふことを確信しておるということをお申上げて置きたいのであります。

○木村義八郎君 大体為替管理についてはどの国の例を見ても中央銀行或いは大蔵省、そういうところがやることになつておると思つて、特に日本においてこの外為委員会を作られるときにそういう形になつた理由があつたと思つておる。それはやはり日本の置かれておる特殊の事情があるのだと思つておる。この点、この点は木内委員長はどうお考えでございませうか。只今、大蔵省と日銀と分掌してやつて行けばいいんだ、決して心配ないんだ、果して野田大臣の言われる通りにそれで心配ないという確信を持つておられるか、そうであるならば外為委員会の廃止に特にこだわらなくてもいい。若しそうならばそこで必要であるかといふことについてはもう少し深く聞かせませんと、ただ一般的に諸外国がやつておるうちに、大蔵省とか或いは日銀、こういうところに分掌すればいいといふだけでは、私は何かそこそこの足りないんじゃないか。それから、この外為委員会と政府の間に見解の対立があるのではないかと思つておる。この点は木内さんのおうではどういふふうにお考えになつておられますか。

○説明員(木内信風君) 諸外国は大蔵省及び中央銀行が分掌しておるというのは大蔵大臣の御答弁にもありましたが、私の見るところではそれは事實ではありませぬ。日本では何のことも知りませんが、そういうふうな考へておるのであります。日本の昔がそうであつたからであるかも知れませぬ。最大の理由は英國といふものがそのうであるからだらうと思つて。ところが英國におきましては分掌してゐるというよりも中央銀行がやつておるのでありまして、大蔵省はそれに対してポリシー・ダイレクションと申します。が、ほかのいろ／＼國策上の問題がありまして、為替管理はこういうふうなやつてほしいという一種のイデオロギイを有する程度にとどまつて、実務は中央銀行が中央銀行の責任において、むしろ大蔵省の区処を受けるということになつておる。ところが御承知のごとく、英國は不文律の國でありますから、そういうことを法律に書かないのであります。書かないからして何となく殊にポリシー・ダイレクションをするのであります。それから、自然にその下にあるように見えますが、実は独立した非常に独立性の高い中央銀行、英國の英蘭銀行は独立性が非常に高いことは御承知の通りと思いますが、非常に独立性の高い銀行が自主的にやつて、自分の責任においてやつておるのでありますから、大蔵省が責任をとつて日本銀行に事務を委託して行くといふのが今度の法制の要点であるといふことは部下になつて働かうといふこととよく了解いたしますが、そうではないのであつて、独

立の責任を以てやつており、一番日本の今度の改革に近いと思われておる英國すら然りであります。その他の国はこの間参議院のこの委員会、内閣委員会において申上げましたが、イタリ、ベルギー、私の申上げた例はたくさんではございませんが、イタリ、ベルギー、オランダ等を特に詳しく申上げたのですが、いずれも専門家を拉し来たために一つの特別な局を設け、それは必ずしも大蔵省ではない、イタリのごときははつきりと通産省の所屬であります。そういうのが近頃の行き方でありまして、フランスも特別な局があります。それは恐らくいわゆる事務を委託するという意味の、いつでも命令を受ける可能性ありという意味ではなくて、任された以上は自分の責任でやつて区処を受けるという機構ではないというふうに了解いたします。諸国の例は皆そういうふうになりつつある。日本において為替管理委員会みたいなものを作るがいかに悪いかはこれは問題であります。為替という仕事はむしろ大蔵省から別であれということ最近の世界的な強い傾向だと思ひます。それに関連しまして、別であればあえて委員会が別でなくとも、中央銀行であつてもいいのかも知れません。

銀行業務的なものも托し得るような仕組みにして、為替管理委員会を作つたんだということでありましたが、そういう次第を持つておるのであります。そこで中央銀行の独立性如何というところが今度の新機構がいかにどうかの判定の要点になると思ひます。イタリが、日本においては御承知の通り日本の伝統は遺憾ながら、今法制もそうだと思いますが、日本銀行の總裁というものはいつでも大蔵大臣が首が切れるのではないかと思ひますが、少くとも日本の伝統はそうであつたのであります。独立性甚だ稀薄であります。この点を理窟で申上げるよりもエピソードを申上げたほうがいいと思ひますが、私昨年アメリカを通じて帰りますときに、アメリカのフェデラル・リザーブ・ボード、ワシントンの準備局の上から何番目の人ですか存じませんが、非常に上の人です。重役ではありませんが、その人と、殊に日本に関心を持つた人々で昼飯を食べたときに、そのかたの真先の質問は、FEB Cはいつ日本銀行と合併するのだ、それは以前のほうはオブジェクションがあるようだが、どう思つておるのだという単刀直入の御質問であります。そこで私答へましたのに、私はそれに別に理論的にも實際的にも大してオブジェクションはない、ところが日本は遺憾ながら中央銀行というものは非常に独立性が乏しいのだ、中央銀行總裁はいつでも首にできるらしいし、法制的にもできるらしいし、事実そう思われておる。これでは私は日本銀行に私どもは組織を統一してしまふということにはどうしても賛成できない。日本銀行が我々が今持つておるような或る程度

の相当高い独立性を持つたときに初めてそれが問題になるんだと言ひましたところが、ああそうか、その話はそれでおしまひであります。この話はそれだけで多くのことを語つておるのであります。ついでに申しますと、今度の委員会廃止のことが伝わりましたときに、それを伝え聞いた、これはアメリカのかたであります、殊に池田大臣の、諸国の例が皆中央銀行がやつていて、大蔵省が中央銀行を使つてやつてゐるという答弁がありましたときに、それは違ふのだ。諸国は皆中央銀行が中央銀行としてやつてゐるのだ。現に銀行の作り方を、フィリッピンをはじめ、ここに書いてあるリストがありすが、新しい中央銀行ですから余り我々が……、つまり小さい国、それらの国が全部率つて新しい中央銀行の独立性を確保した上において、為替管理事務或いは外貨資金の管理というのをやつてゐる。大蔵省の区処を受ける中央銀行が外貨を管理するということは非常にいけないことだということ。これは天下の通説になつております。若し大臣がそういうふうにお答へしたのならそれは違ふ、お前は知つてゐるだらうが、念のために申上げると言つて、わざ／＼駈け込んで言つてくれた人があるのです。それらのことによりましておわかりの通りです。それが中央銀行と大蔵省との最近の各国の行き方であります。私の意見といたしましては、日本においても中央銀行がそういうことになり得るならば、或いは簡素化のためか、或いは私どものような官庁が、銀行らしい仕事をす

と思ひますけれども、そういう条件が成立するならば、少くともその部分だけに移してもいいかと思ひます。なお併し私どももやつておりますことは、先ほども申しました通り、官庁間、さつき建設大臣は、官庁が相互喧嘩をしなれば大丈夫だ、綱張り争ひをやらなければ大丈夫だ、信用し合ひをおつしやつたのでありますが、なか／＼日本の伝統はそうではないので、一朝一夕に変わるかどうか。私どもは三年仕事をいたしました、したが、随分農林、通産、通商、大蔵のごとき、私どもは元来は大蔵省と対立してゐるようでありまして、元来とめ男として出て来たわけであつて、随分調停もして、調節もして来てゐるわけでありまして。なか／＼そういう面が急に解消しようとは思ひません。殊に法律規則を、法律とは違ひますが、法律は国会が作りますが、その原案をよく作つて見たり、それに準拠する政令規則を作つて見たり、立法事務がありまして、立法及び行政、それらについて日銀に託し得るかどうかに疑問があります。若しその点もいといふのなら日銀に我々が吸収せられるというところはあり得るのです。従ひまして私どもの意見書のとにも、これは日銀のあり方というものと不可分の関係にあるのだ。合併して審議を願ひたい。不可分の問題として取扱つて頂きたい。その問題がそのようにつまり独立性確保という方向に向つて解決されないうちに、私どもの機構がなくなるといふことは、非常に惜しむべきことだと私は考へてゐるのであります。

○木村福八郎君 結論として木内氏の御意見は、日銀があるべき日銀の機構、姿になれば差支えないという意見ですが、建設大臣は今木内氏が言われたような意味で日銀と大蔵省の分掌ということを云われたので、その点如何ですか。

○國務大臣(野田卯一君) 私は行政並びに政治に関する考え方が木内委員長と少し違ふのでありまして、今木内委員長のお話を承つておりました、現在でも日本銀行は随分政府に対して独立性を持つてゐるわけですね。国会においてもしばしば日本銀行總裁をお招きになつて、日本銀行が国会の意思と合致しない行動をしてゐるのではないかと随分痛感したことがある。金融というものはむずかしいのであつて、金融機関の意見を聞くことは、これは最高のものではないでございぬようにしるという意見が金融機関から出る。併し現在の日本の建前から行くともう行かない。国権の最高機関は国会にあると思ひます。若し国会が手をつけようと思つても、政府が手を振おうと思つても、どうにもならぬというものがあつて、それが行政の大きなものを握るということになりますと政治というものができなくなると。この辺のところは私は十分國家の行政並びに立法組織として考へるべきものと思ひます。併しなから勿論金融というものは大切な問題でありまして、無暗に行政にひつつかき廻されるというところは避けねばなりません。併しそれにつきましても全然もう政府から独立してしまつた最高のものにしてはいけぬ、こゝろで思ひます。この点におきまして私少し意見が違ふのであります。日本銀行の問題につきましても、日本銀行で現在約六百

人の者が為替管理の仕事に従っているのではないかと思います。それから大蔵省では為替関係ではたしか五十人か六十人がいる。それから外為委員会が七十人か八十人の人がいる。大体こういう人数の関係になつてゐるのであります。この七十人、八十人の外為委員会の人を日本銀行と大蔵省にどう配分するかという事は、現在大蔵省で検討しておられる。日本銀行と連絡して研究しておられる。そこで私も政策につきましてはやはり大蔵大臣が、これは大蔵大臣は国を代表し、又これは身代から国会に支持せられて、まあ国会の意思を代表してゐると思ひますから、政策の面につきましては十分やはり大蔵大臣が責任をとれるようにして置かなければならぬのじやないか、こう思うのであります。特にこの外為の計画は外貨予算が基礎をなしているが、外貨予算というものは貿易計画、貿易計画は政府の政策でやられるところの行政行為である。国家行政の一つの大きな柱をなすもので、これは大蔵大臣も、或いはその他の閣僚も手がつかないということになります。と、一國の物動計画も立たない、一國の経済政策も立たなくなつてしまふ。それが余りにも行き過ぎますと非常な弊害を生じて、行政が麻痺するということになりますので、私はやはり内閣において相当責任を持ち、又内閣がこれを実行し得るという建前を取らないと、内閣の運営上全きを期せられない。これは何れが天下を、内閣をお取りになつても同じことだと思ふ。だから私は大蔵省が為替政策の責任をとり、内閣がその責任をとるとする建前がいいのではないかと考えます。勿論

やり方につきましては日本銀行と緊密な連絡を取り、実務的なものはそれを日本銀行にやらせて行くべきである。又戦前日本銀行が大幅に為替管理をやつて来たのを見ましても、十分の成績を挙げられてゐますので、過去の経験に徴しまして、政策面は主として内閣が当り、実行面は日本銀行が当る。これは金融に關係することがありますので、兩者緊密な連絡を取つてやるということをやつて行けるものと考えてゐる次第であります。

○木村謙八郎君 只今の建設大臣のお話を伺いますと、外為委員会は相当政府の為替政策というのに対して発言権を持つてゐるような印象ですが、實際にそんなんですか。外為委員会というのは政府の為替政策に、まあ行政は別ですが、行政と政策は又どこで区分していいか、これは又困難な問題であります。政策は勿論政府が担当すべきものであるし、それに対して外為委員会が全く政治と独立して、そうしてそういう政策面についてもタッチできないようなそういう強力なものになつたらこれは大変だと思ふ。従つてこれは外為委員会の実情は、實際に外為委員会、そこまでの程度に政策に、これを何と言ひますか、干渉しようの得るか、或いはそれをチェックしたりし得るかどうか。大体聞くところによると、従来司令部が考えた外為委員会に対する権限は、管理機構と言ひますか、保管機構と言ひますか、カストディアンズと言ひますか、そういう保管的な監督機関、監督的と言ひますか、そういう範囲であつて、外貨ポジションの何かを眺み合せながら、為替管理が貿易なんかについて進言をして

行く、こういうやに聞いておつた。ところがその後だん／＼各省間の調整を行ひ得るようになり、そうして今建設大臣のお話になつた政府の為替政策まで左右し、左右しというより政府がやろうと思つてもできないような独立性を持つてゐるような印象を受けたのです。今為替管理委員会というものはそういうものなのかどうか、實際を一つ伺ひたいのです。

○説明員(木内信風君) そういう強い権限を私どもは持つておりません。政策問題に關しては、私どもは単に総理大臣その他の官庁に対して勧告するという任務を与えられてゐるだけであり、これは勧告であり、必ずしもお聞きにならなければそれまでのことでありまして、今まで随分勧告いたしました。が、お聞きにならなかつたこともたくさんあります。お聞き下さつたこともたくさんあります。私どもは身分保障があります關係上、これはよしあしであつて、そういう場合は強い主張ができません。遺憾ながら申上げただけで引込んでおらなければならぬ。普通の政治問題で何か議論がわかれるようなことになつて、議論がわかれた場合には私どもは単に勧告権という範囲にとどまつております。なお今建設大臣の御答弁で、どうも事実を少し履き違えておられやしないかと思ひますが、外貨予算というものは今為替管理の中心であるその外貨予算は、貿易に關するものは通産省でやります。そうでないものは大蔵省でやつて、その総合調整を大蔵省がやるというお話でありましたが、それだから或いは現状は外貨予算は為替管理委員会が専管しておるかのごとく、為替管理

委員会に対しては、外貨予算即ち重要な政務であるところの問題に対して政府の発言が弱いようなふうによつと聞えたりしますが、事實は私どもは外貨予算に關してはむしろ金の番人として總額に關してはお使いになつてはいたしませんよというのを言う場合があれば、その発言は尊重して頂きたいと思ふのです。併しこれは現状においては私どもにそういう問題についてもいゝゆるビートが与えられておりませんので、これは事實問題としてそういうことになるかと思ひますが、そういう弱い発言権しか私どもにはないわけですから、ただ全体を見てゐる關係からしまして、意見を申出れば何となく尊重されるという事はあつたかと思ひます。殊に各省それ／＼の立場で外貨予算は七つの官庁の合議であります。議長は安本長官であります。これは従つて内閣の意見をそのままに反映するものであつて、外為の意見を反映するものではありません。その中で而も私どもは投票権もないのです。これは大臣がたがもちになる。私たちは単に諮問委員として勧告権、意見を申述べるために、又全体を見てゐる人間、金を預つてゐる人間としてこれは確かに予算だということをお述べただけに諮問委員として携つておるだけです。これが外貨予算の實際です。その二点で私どもの今この問題に対する御質問の御答弁になるかと思ひます。

○木村謙八郎君 野田建設大臣にお伺ひしたいのですが、外為委員会を作つたとき、司令部の意向によつて作つたとき、総司令部の意向によつて作つたとき、外貨予算なんかの点について、やはり占領下においては占領されてゐる当時にはい／＼OKがあつたと思ふのです。そういうような關係から何か外為が非常に強い権限を持つていたかも知れません。その司令部を通じて間接に何か発言らしいものを、丁度池田大蔵大臣がドツジさんという盾にして非常に傲慢な態度をとつたといわれておるやうに、事實かどうか知りませんがドツジさんがいなくなる方々から非常な風当たりが強いといわれるごとく、占領下においては外為委員会がさつき建設大臣が言われたやうに為替政策にまで何か干渉し得るごとく、これは今機構上から見ましたら今木内委員長が言われました機構上からは全然権限はない。事實上においては或いはそういうことがあつたかも知れません。そこで何かこの委員会というもののつて非常に恐怖を抱かれて、政府の為替政策というものをこれでチェックされるのではないかとこの印象を受けたのです。併し事實はともかく一応独立したといわれるのですが、外為委員会ができたために政府がこの政策を勝手に左右されたのは私どもは何かしと思ふのです。今あなたに伺ひますと、そんなに強い権限がないと言われる。そうしますと木内さんの説明と野田建設大臣のさつきのお話と何だか食い違ひがあるのです。そういうところはそういうふうな理解してよろしいのですか。

○國務大臣(野田卯一君) 為替の問題はいろいろとさつきのお話になつたやうに、アメリカのほうからこれが日本に半分移つたやうな状態であつた、その次に全体移つたやうであるが、それでもないというやうな妙な状態になつたことは事實であります。又その間にいろいろの問題がござまして、新聞紙

第六十二部 内閣・大蔵連合委員会議録第一号 昭和二十七年六月十六日 【参議院】

たと思ふのです。そういうような關係から何か外為が非常に強い権限を持つていたかも知れません。その司令部を通じて間接に何か発言らしいものを、丁度池田大蔵大臣がドツジさんという盾にして非常に傲慢な態度をとつたといわれておるやうに、事實かどうか知りませんがドツジさんがいなくなる方々から非常な風当たりが強いといわれるごとく、占領下においては外為委員会がさつき建設大臣が言われたやうに為替政策にまで何か干渉し得るごとく、これは今機構上から見ましたら今木内委員長が言われました機構上からは全然権限はない。事實上においては或いはそういうことがあつたかも知れません。そこで何かこの委員会というもののつて非常に恐怖を抱かれて、政府の為替政策というものをこれでチェックされるのではないかとこの印象を受けたのです。併し事實はともかく一応独立したといわれるのですが、外為委員会ができたために政府がこの政策を勝手に左右されたのは私どもは何かしと思ふのです。今あなたに伺ひますと、そんなに強い権限がないと言われる。そうしますと木内さんの説明と野田建設大臣のさつきのお話と何だか食い違ひがあるのです。そういうところはそういうふうな理解してよろしいのですか。

○國務大臣(野田卯一君) 為替の問題はいろいろとさつきのお話になつたやうに、アメリカのほうからこれが日本に半分移つたやうな状態であつた、その次に全体移つたやうであるが、それでもないというやうな妙な状態になつたことは事實であります。又その間にいろいろの問題がござまして、新聞紙

たと思ふのです。そういうような關係から何か外為が非常に強い権限を持つていたかも知れません。その司令部を通じて間接に何か発言らしいものを、丁度池田大蔵大臣がドツジさんという盾にして非常に傲慢な態度をとつたといわれておるやうに、事實かどうか知りませんがドツジさんがいなくなる方々から非常な風当たりが強いといわれるごとく、占領下においては外為委員会がさつき建設大臣が言われたやうに為替政策にまで何か干渉し得るごとく、これは今機構上から見ましたら今木内委員長が言われました機構上からは全然権限はない。事實上においては或いはそういうことがあつたかも知れません。そこで何かこの委員会というもののつて非常に恐怖を抱かれて、政府の為替政策というものをこれでチェックされるのではないかとこの印象を受けたのです。併し事實はともかく一応独立したといわれるのですが、外為委員会ができたために政府がこの政策を勝手に左右されたのは私どもは何かしと思ふのです。今あなたに伺ひますと、そんなに強い権限がないと言われる。そうしますと木内さんの説明と野田建設大臣のさつきのお話と何だか食い違ひがあるのです。そういうところはそういうふうな理解してよろしいのですか。

たと思ふのです。そういうような關係から何か外為が非常に強い権限を持つていたかも知れません。その司令部を通じて間接に何か発言らしいものを、丁度池田大蔵大臣がドツジさんという盾にして非常に傲慢な態度をとつたといわれておるやうに、事實かどうか知りませんがドツジさんがいなくなる方々から非常な風当たりが強いといわれるごとく、占領下においては外為委員会がさつき建設大臣が言われたやうに為替政策にまで何か干渉し得るごとく、これは今機構上から見ましたら今木内委員長が言われました機構上からは全然権限はない。事實上においては或いはそういうことがあつたかも知れません。そこで何かこの委員会というもののつて非常に恐怖を抱かれて、政府の為替政策というものをこれでチェックされるのではないかとこの印象を受けたのです。併し事實はともかく一応独立したといわれるのですが、外為委員会ができたために政府がこの政策を勝手に左右されたのは私どもは何かしと思ふのです。今あなたに伺ひますと、そんなに強い権限がないと言われる。そうしますと木内さんの説明と野田建設大臣のさつきのお話と何だか食い違ひがあるのです。そういうところはそういうふうな理解してよろしいのですか。

上にもいろいろ報道されて、その真の姿というか、真姿がはつきり出ておらないというところがあると思うのです。今度占領というベルがとられまして日本が独立した。これから本場の姿ができるのです。先ほど私の申し上げたことは、今までの経過等に鑑みて少し議論が大きくなつて、話が進んで外国の例なんかを引張り出されてそういうふうになりましたが、今後仮に外為委員会がありまして、本来の姿から見れば総合調整という点から見ても、ビートのない助言的な発言にとどまる。そうすると本場のアドベイスというものはどこにあるかということになると、外貨資金の運用ということではないかと思うのです。これが一番大きな仕事であり、又委員会のいろいろ重点を置かれておることではないかと思ひます。が、この外貨資金の運用の点であります。したならば、私は日本銀行と大蔵省が協議をいたしまして、又これから日本銀行が海外に店舗を設ける。東京銀行、旧正金銀行その他有能な銀行が海外に有能な店舗を設ける。そういうものと連絡をとる。又日本銀行の出張所で連絡をとつてやれば、外貨資金の運用については遺憾なきを期してやつて行けると思うのです。それらを考へて今後の考へとしてはこの外為委員会のごとき存在は必ずしも必要としない。むしろつきつきと日本銀行で執務を行ひ、大蔵省で政策を行う。そして外貨資金の運用については日本銀行、大蔵省が協議し、且つ民間の為替銀行と連絡して、これを十分やつて行けばこと足りるのではないかと、そういうことになつて来ると思ひます。

○木村福八郎君 その他の委員から御

質問があるかも知れませんが、外為委員会の廃止の件については、まあ最後にこれから御質問する点だけで終りたいと思ひますが、最後に木内委員長が外為委員会のいろいろな機能といますか、役割として、政治からの独立ということも一つ挙げられておる。

第二に専門家の技術的な知識です。為替行政の運用、この点はどうなんでしょうか。私は単に外為委員会だけでなく、国税庁の問題でも私はやはりそうだと思うのです。いわゆる外為の活用という点においても、専門知識の活用ということと、それから政治からの独立、勿論専門にあるようなことではないと思ひますが、併しいろいろなふうに分れるわけですね。これが例へば復金が、或いは日本開発銀行が自由党のドル箱であるとか、そういうようなことを言われるのです。殊にそういう疑いを持つところほど、その監督機構というふうなものについては、これはもつと民主的に明朗にしなければならぬと思ひますが、この点はどうなんですかね、政治からの独立、これは為替局になると外貨資金の運用でもやはり大蔵大臣の圧力、圧力と言つたら変ですが、相当私はこれはさつきの国税庁の場合と同様だと思ひます。為替局長が大蔵大臣に反対して辞表を叩きつけてやめろというふうなのは私は現在少いと思ひます。まあ前に中小企業長官として蟻川さんがやめられたけれども、そういうことがいよいよやけにやないのですが、機構としてそういうふうにはできないでしようか、今度は又外為委員会は機構としてはそれができ

ることになつてゐるんです。又木内氏

が言つても、木内氏を首にしてどうしようというところはできない、これは私は一つの尊重すべきことだと思ひます。むしろ政府の思うようにならんという点があるというところは、これは尊重すべきだ、最後は国会においてこれは判定できる問題でありますけれども、こういう点どうなんですか。政治からの独立、これが為替局となつた場合と、外為委員会というふうな機構があつた場合と、成るほど外為委員会のこの仕事は占領下におけるのと占領後において当然、全部じやないですが、違つて来ると思ひます。やつぱりよい活かすべき点はあると、この点建設大臣から伺ひたい。政治からの独立の点と、それから専門家の知識の利用ですね、その点先ほど建設大臣も御答弁がございましたが、重ねてこの点についてお伺ひしたいのです。

○國務大臣(野田卯一君) 外貨資金の運用につきましては大蔵省でこれを取扱う、即ち政府でこれを取扱うというところになります、要するにやられるのじやないかというふうな懸念をお持ちのようでありまして、私はそういう心配はないと思ひます。特に日本のごとく、これから海外の信用を得て、海外から信頼されなければ日本の国は立つて行けません。特に現在内閣におきましては海外との関係を緊密に、絶大な信用を博して、その基礎の上に立つて大いに日本の復興を図つて行こう、こういう政策をとりますと、外国から見ても、経済的に一番端の見えるのが日本の外貨資金なんです。が、その外貨資金の運用がどうやら

てゐるかというところは、外国から預

つてゐる金です。ですから、向うで儲けのうをすつかり見られる、その運用が変なことをしておつたならば、絶対に日本は外国から信用を得られせんし、いわんや外貨の獲得ができません。従ひまして私は国内政策よりもむしろ慎重に慎重を重ねまして、外貨資金はやるべきだと考へております。それから第二の専門知識という点です。これにつきましては為替の實務というものは御承知のように為替銀行が取扱うわけであるわけでありまして、でありますから、まあ銀行で為替の専門家が為替を一切扱ひ、為替を管理するということでありまして、為替管理は為替の實務そのものではありません。併しなからこれに対する豊富な経験を持つということが必要だと思ひます。そこで私は為替管理を始めた張本人の一人でありまして、大蔵省におきまして、戦前におきましては随分為替管理をやつて参り、商工省、現在の通産省におきましても貿易為替の管理をやつて参り、政府内部においてもこれは練達之士はたくさんあるはずであります。同じ仕事を日本銀行も取扱つて来まして、現に日本銀行では六百人が従事してゐるという現状であります。例へば東京銀行、木内委員長は東京銀行の御出身で、東京銀行に御関係が

あります。そういう優秀な銀行家であ

りますから、そういうところの人々

やるという態度が大蔵省にとられる限り、日本銀行にとられる限り、私のほうでは心配ないと思ひます。

○木村福八郎君 外貨資金の運用について、それは行政機構改革を考えられた当事情としては、そういう御答弁をしなければならぬと思ひますが、これまでいろいろ問題があつたと思ひます。こういう運用について……で、前に具体的に私大蔵大臣に伺つたこともありますが、特定の人が海外に行くのに、その外貨割当てをどういう割合で……、非常に一般の人よりも特に多くの外貨が割当つたのです。それでその人が外国から帰つて来て、非常にたくさんのお土産持つて来て、奥さんなんかが分まで持つて来て、それをあれて、非常に非難が起つた、某銀行の人だつたのです。そういうようなことは非常に不明朗だと思ひます。そういうことがないならいいのです。併し外為委員会が廃止して、じや大蔵省の為替局になつたとき、そういうことが起る公算がどつちが大きいか、そういうようなことがあるとした場合、今まででさえそうである、その点私は非常に心配するわけなんです。その点について御答弁があつたら一つお願いしたい。私は外為委員会廃止の問題については、一応この質問で終ります。

○國務大臣(野田卯一君) 私はお話を点については、大蔵省がやつたからそういう心配が起るというところは絶対にないと思ひます。若し起るとすれば、現在起つてゐるとすれば、この点大蔵省にそれが行つた場合どうなるかと言へば、勿論現在起つてゐることは余り思ひませんが、これはいろいろなことがありますからよく調べないといけません。

○國務大臣(野田卯一君) この点は波多野委員のお尋ねであります、これはむしろ大蔵大臣が答えるほうが適當で、私自身が果してそういう銀行を作

税庁の点についてももう少し二、三成るべく簡潔に伺います。それであとは大蔵委員会でやりたいと思います。国税庁だけの問題についても随分これは問

つきましては、今朝ほとんどお答え申し上げました通りに、もう少しやはり第一線、国税局以下に国税庁の仕事を分けたほうがいい、そういう意向が実は強

どういふふうこれを調整して行くか
ということが明らかにならなければ、
無条件に国税庁がこれに応じたとすれ
ば、こんな不見識な話はないと思う、

ように、人員は相当中央から第一線に配置替えになるのでありますが、その際におきましても量の減少は質の向上を以て補うというふうな方針で臨みました。

いと考えております。更に又最も重要な課税の権衡を確保するというふうなことにつきましては、新しく内局として徴税局が設けられまして、監督の面は依然としてこれを行うのであります。又従来実施面を或る程度やつておつたのであります。その力も監督のほうに割きまして今朝ほど申上げましたような事前審査、或いは事後審査、更に随時のその場々の監督という形によりまして、従来以上に監督という部面はおろそかにしないように心がけて行く用意はいたしておるわけであり、この点は御了承を願いたいと思ひます。

○木村八郎君 国税庁としての一番の問題だつた点は、これは恐らく申告納税制度がうまく行くかどうか、いろいろほかにあるかも知れませんが、一番この点が重要な点だと思ふのです。これは今でも軌道に乗つていないことは明らかです。そこが重点なんです。それに対して若し確信がなかつたら、これは無責任と言わざるを得ない。その検討が十分であつたかどうか、私はもう議論になりますからやめますけれども、そういう第一線の税務を担当しておる人がうまく行かないと言つておるのを強行してうまくできるかどうか、それは私はおかしいと思ふのです。もつとこれは検討すべきであつたと思ふので、税制改革の一番大きな改革は、申告納税制度を採用したこと、す、ほかにありませんが……。これは新しい制度、これに対応して国税庁がやはりできたと思ふ。申告納税制度がまだ軌道に乗らない、これから乗せて行くとうときに、それに即応した国税庁を廃止してしまつて、内

局にしてしまふというのは、まだどうも私そこちぐはぐな点があると思ふのです。そういう意味で私はしつこく聞いたのですが、その点はいくら質問しても心配ないと言われておるからやめます。

ただ最後に建設大臣にお伺ひしたいのは、この改革によつて人員としては三千五百人減る、それからまあ節約額としては半年度に直して七億。三千五百人というのは、どうも国税庁のほうは人員を減すというお話でしたが、このほうが縮減されるのか、その点ちよつと……。

○国務大臣(野田卯一君) 只今の役所は特別調達庁、今度新しい機構で調達庁となるのでありますが、特別調達庁が約四割五分になりました。それで二千八百人足らず減ると思ひます。それで経済調査庁で七、八百人、そのほか安定本部、そういうようなものを入れます。その他若干いろいろありますが、それで三千五百人……。

○木村八郎君 税務のほうは減らないのですか。

○国務大臣(野田卯一君) 税務のほうは殆んど減りません。

○委員長(河井彌八君) 大蔵委員側の御発言はこれを以て尽きたと認めます。つきましては連合委員会はこれで終了することにいたして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさようにいたします。

午後三時四十二分散会